

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第8回）

平成30年4月17日

【課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第8回会議を開催します。

政策統括官の北本と国土政策局長の野村ですが、ちょっと国会の関係で遅れております。国会対応が終わり次第参加と聞いております。ご了承いただければと思います。

それでは、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の栗林でございます。よろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開することとされており、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点について、あらかじめご了承願います。なお、カメラ撮りについては、冒頭のみでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。クリップを外していただきまして、まず一番上に座席表、続きまして議事次第、続きまして資料1「本日も議論をいただきたいポイント」、めくっていただきまして資料2「第7回国土管理専門委員会の主な内容について」、1枚めくっていただきまして資料3-1「2018年とりまとめ」(案)の概要でございます。1枚めくっていただきましてA3Z折になっております資料3-2『人(主体)』『土地』『仕組み』の視点等から課題と解決の方向性」、続きまして2枚めくっていただきまして、分厚い資料になりますが資料4「2018年とりまとめ」(案)で、次の資料でございますが資料5で、横のパワーポイントでございます、「『2018年とりまとめ』(案)で提示する課題と解決の方向性に係る主な関連事例集」。この分厚い資料をまた1つとっていただきまして、またA4横のパワーポイント資料でございますが、資料6「適切な管理を続けることが困難な土地について」となります。

残るは参考資料でございますが、A4縦、ワードの資料でございます、参考資料1、国土利用計画(市町村計画)の事例集。この分厚い事例集をとっていただきまして、続きまして参考資料2、各専門委員会の検討状況の報告資料。続きまして、残りがぺら2枚でございます、参考資料3、本委員会の委員名簿と設置要綱になってございます。

以上の資料でございますが、不足等ございましたら、会議中でも結構ですので事務局ま

でお知らせいただければと思います。

続きまして、委員の紹介等でございます。本日は瀬田委員が所用のため欠席と連絡をいただいております。そして山野目委員は遅れての出席ということで連絡をいただいております。

また、本日は山野目委員がそろいましたら9名、今の現状で8名の委員にご出席いただいております。国土管理専門委員会設置要綱の4で定められております会議の開催に必要な定足数3分の1を満たしていることを申し添えます。

また、最後になりますが、マイクの使い方でございます。紫の「トーク」のボタンを押していただいてしゃべっていただきまして、しゃべり終わったら「トーク」のボタンを押していただいて消していただければと思います。

それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、これより先、カメラ撮影につきましてはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

委員長、よろしくお願ひいたします。

【中出委員長】 それでは、第8回の国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思ひます。

本日、第8回ですが、5回から今日8回までの分についてとりまとめをさせていただくことになっております。そのとりまとめ案についての議論をしていただいた後に、来年度に主として議論することになっている議事についても頭出しをさせていただきたいと思ひております。6時までということですが、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事次第をごらんください。

まず議事(1)「2018年とりまとめ」(案)について、事務局から説明をいただいた後に、(2)の適切な管理を続けることが困難な土地について、それから議事(3)のその他と進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、まず議事(1)「2018年とりまとめ」(案)について、事務局から説明をお願いします。議事(1)については資料3-1、3-2を説明いただき、資料1についても説明をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【国土管理企画室長】 事務局の国土管理企画室長、伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

第5回から前回までの国土管理専門委員会でのご議論を踏まえまして、とりまとめ案を作成いたしました。お手元の資料3-1、3-2に基づき概要を説明いたしますが、資料4のとりまとめ案本文と、資料5の事例集につきましては、逐一の説明は行いませんが、概要説明にかかわる部分など、適宜ご参照をお願いいたします。

まず、資料3-1でございますが、こちらはとりまとめ案の全体の見取り図となっております。文章全体の構成をこの中で示しております。

冒頭部分でございますが、とりまとめ案の第1章に相当いたしまして、とりまとめ案の位置づけと狙いを示しております。

文章全体の位置づけとしましては、人口減少下でも持続可能な形で国土の土地の使い方を工夫しまして取組を進めていく上での課題と解決の方向性につきまして、「人」と「土地」と「仕組み」という3つの視点から整理したものでございます。その際、第2次国土形成計画や第5次の国土利用計画に位置づけられました複合的な効果をもたらす施策や、選択的な国土利用という視点も踏まえております。

次に「ねらい」というところでございますが、本とりまとめ案におきましては、これからの持続可能な国土の利用・管理に向けまして、住民・行政担当者が地域の土地について改めて考え、地域に適した土地の使い方を選択し、取組を進めていく上で役立つものを目指してまとめられたものでございます。その際、私どもが念頭に置きましたのは、悩める住民や行政担当者を念頭に置きまして、数多くの取組事例の中から特別な状況や条件と一般になりがちなグッドプラクティス、好事例でございますが、これをいかに一般的な地域や集落に展開できるものとするかを意識して取りまとめた次第でございます。

次に中段部分でございますが、持続可能な国土利用・管理に向けたステップ及び課題と解決の方向性でございますが、本文の主要な部分となります第2章、第3章の内容をイメージを用いて構造的に示したものであります。

縦方向では、ステップ①から③といたしまして、主に2章で述べております持続可能な国土利用管理に向けての具体的な取組を実行する各段階を示しております。

まずステップ①につきましては、「自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる」と題しまして、土地の現状を把握し、見える化して共有することが必要と述べております。

続いてステップ②におきましては「土地の使い方を選択する」と題しまして、主に2つの観点から土地の使い方を選択する。詳しくは後ほど資料3-2でごらんいただきますが、まず1つ目は、地域みずからが地域に適した土地の使い方を考え、現状用途の維持・向上、

または用途のアレンジ、もしくは新たな用途などから選択するといったことをございます。もう1つが、適切な国土の管理からもたらされます自然との共生、国土の適切な管理、地域づくり、防災・減災といったさまざまな視点からの効果を意識しながら、土地の使い方を選択していくということをございます。

続いてステップ③でございますが、「実現に向けた具体的なアクションを実行する」段階でございますが、これは後ほど資料3-2で後述いたしますが、持続可能な国土管理に資するよう、多くの取組を分析いたしまして、「人」「土地」「仕組み」の各視点から解決の方向を整理したものでございます。

このようなステップというものも概念的な分類でございますので、実際にはステップ③の段階での課題、土地所有者との合意形成ですとか、そういったものが①、②のところであらわれるということもございます。

最後に、こうした取組、以上申しましたものを真に持続可能なものとするためには、関係者の合意された状態というものが継続するための工夫が不可欠でありますので、そのための体制の構築としまして、「計画の共有・推進等による継続性の担保」とございますが、国土利用計画を初めとする法定計画の有効活用も重要である点など、横断的な視点として整理しております。

最後に、資料3-1の最後の部分ですが、本文の第4章に相当いたします部分を「残された課題」としてお示ししております。

今回取りまとめます持続可能な国土の利用・管理に関する課題と解決の方向性につきましては、国土全体に広げていくための検討が必要でありまして、ガイドラインの策定やウェブサイトの構築など、わかりやすい情報提供や普及啓発に努めていく必要がございます。

また、今回着目した事例というのは主に39ございますが、それ以外にも引き続き情報収集をいたしまして、発信していくことが必要と考えております。

また、適切な管理を続けることが困難な土地への対応につきましては、今年度、来年度と中心的なご議論をいただきたい点でございまして、これは後ほど議事(2)で詳しくご説明いたします。

また、昨年度、専門委員会で取りまとめていただきました「2017年とりまとめ」などを活用いたしまして、市町村に向けた国土利用計画(市町村計画)の策定の支援を行っていく必要が引き続きございます。

続きまして資料3-2でございます。A3横のものをごらんください。

こちらは、ただいま資料3-1の中段で示しました各課題につきまして、「人」「土地」「仕組み」の各視点から課題と解決の方向を整理して、対応の事例とあわせまして詳細な一覧の形でお示しております。

個別の事例につきましては、その置かれた、取り巻く自然環境や社会環境、また集落の環境など、それぞれ千差万別でございますが、具体的な課題の観点から着目いたしますと、複数の事例で共通する課題や対応策というものが浮かび上がってまいりました。

なお、ここでお示します取組、事例でございますが、同様の事例が、取組が各地で行われている例もございますので、すぐれた取組の1つを集めた性質のものであるという点にご留意いただければと思います。

まず、「人（主体）」とございますが、この視点での諸課題でございますが、（1）人（主体）の確保と維持、それから（2）主体間の役割分担（自助、共助、公助）と意識の共有という分類をいたしました。

まず、持続可能な国土管理の取組のためには、それを支える人材と活動の組織が継続的に確保されることが不可欠であります。内外の人材や活動組織を継続的に確保する仕組みの構築が有効と考えまして、具体的には伊東市の例や宮城県大崎市の例などを挙げております。また、中核となる組織の存在がありますと、世代交代を可能とするなど取組の持続性を高めることにつながってまいります。こちらでは新発田市の例、三浦市の例などを事例として挙げております。

続きまして、さまざまな視点からの効果を期待する取組というものにつきましては、専門家による技術的な知見、資源というものが必要となつてまいりますので、そのための方策としましては人材バンク等の設置、丹波市の事例でございますが、また専門家との協力関係を構築するということが有効と考えられます。新発田市、鶴岡市の事例でございます。

地域住民や土地所有者など、参画する主体の動機づけのモチベーションの維持、これは取組の非常に大きな課題でございます。また、行政機関の担当者においても強いモチベーションを持つことが重要であります。そのための方策としましては、前向きな、特に意識の前向きな主体を先行させまして、段階的に関係者を巻き込んでいく。これも大崎市の事例でございますが、そのほかにも有識者のサポートをいただくということも有効と考えております。丹波市、大船渡市の事例でございます。

（2）に参りまして、土地利用には多様な主体がかかわってまいりますので、この関係主体が主体的に参画していくということ。その際には主体間の役割と責任の明確化という

ことが重要になってまいります。宮崎の綾町、三浦市の事例を挙げております。

続きまして、多様な主体間の合意形成も非常に大きな課題でありまして、そのためには現状認識や意識のすり合わせということが重要になってまいります。主体間で情報の見える化や共有を進めまして、議論・合意していく仕組みを構築し、また地域の運営組織などが、既存の組織があります場合には国土利用・管理活動に巻き込んでいくことが有効と考えております。これは世田谷区ほかの野川流域の事例でございます。

続きまして、大きな2つ目の柱、「土地」の視点でございますが、もろもろの課題を4つに大きく分類しております。(1)土地の現状の把握・共有、(2)地域に適した土地の使い方の選択、(3)さまざまな視点からの効果を意識した土地の使い方の選択、(4)関係者間の意識共有と土地所有者との合意、と分類いたしました。

この、「土地」の視点からの課題につきましては、先ほど申し上げた資料3-1の中で、(1)がステップ①の段階、(2)と(3)がステップ②の段階、(4)がステップ③の中に位置づけております。

まず、地域に適した土地の使い方を選択する大前提といたしまして、地域住民みずからが土地の所有者・境界などを把握することが不可欠であります。そこには豊田市の森林の事例などを挙げております。また、市町村などによる地籍調査の推進も大変重要であります。田辺市、西栗倉村の事例を挙げております。

所有者不明土地につきましては、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のガイドライン、第2版となっておりますが、こういったガイドラインの活用も効果的と考えております。

続きまして、地域の過去や伝統知に着目いたしまして、活用可能な自然環境や地域資源を把握しまして、地域住民の間で共有することが有効であります。綾町の事例と新発田市の事例などを挙げております。

続きまして、土地の現状や課題、地域の資源などを住民の間で共有するためには、オープンデータやGISを活用しまして実態が見える化することが極めて有効と考えられます。ここでは新発田市、真庭市の事例などを挙げております。

続きまして(2)地域に適した土地の使い方の選択でございますが、地域の取組の空間的な広がりにつきましては、都道府県を越えたものから集落単位まで、実に多様なものがございます。こちらは、詳しくは資料4のとりまとめ案本文の29ページにそのイメージを載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。この土地利用の検討の

方向性としましては、この資料3-2を1枚おめくりいただきますと、選択の方向性が考えられるかと存じます。新たな用途を見出す土地の使い方、従来の用途に着目した土地の使い方、また、従来の用途に着目しつつも、さらに用途をアレンジして方向性を考えるとといった取組もございます。ここではこの事例には触れませんが、例えば災害リスクが高い土地につきまして、新たな用途への転換を進めていくといった事例も存在いたします。

続きましては、A3にお戻りいただきまして(3)さまざまな視点からの効果を意識した土地の使い方の選択でございます。

これも、たびたび飛んで恐縮ではございますが、資料3-2の3枚目をごらんください。適切な国土の管理というものがあるまいかと、一番上に掲げました、自然との共生や国土の管理、持続可能な地域づくり、さらに防災・減災といったさまざまな効果もたらされます。こういったさまざまな視点からの効果を持つような取組を積極的に進めますことで、国土に多面的な機能を発揮させる、土地の利用価値を高めていくということが重要と考えております。

一方で、低・未利用地などにつきましては、土地の利用価値を高めるこういった効果がいずれも発揮されていないという現状がございますので、管理コストの低減や工夫、新たな用途を生み出すということで、そのことが国土の荒廃を防ぎ、国民にとってプラスとなる国土利用の選択を考えていくことが必要と考えております。

続きましてA3の表にお戻りいただきまして、(4)関係者間の意識共有と土地所有者との合意についてでございますが、地域ごとの土地の使い方を選択するということになりますと、関係者の間で意識を共有しまして、地域の土地の使い方を納得し合った形で選択していただくことが重要でありまして、例えば一部の地域で先行的に実施した後に、それを水平展開していくといったアプローチも有効ではないかと考えられます。具体的には白柞市の事例、静岡県、丹波市の事例などを挙げております。

また、次でございますが、取組を進める上では土地所有者との合意形成が不可欠であります。そこでは土地所有者を巻き込んだ合意形成を進めることが必要でありまして、そのためには土地所有者みずからによる管理が難しい場合ですと、管理能力を有する主体による管理を提案したり——これはみなかみ町、豊田市の事例などを挙げております、または土地所有者の協力が得られやすいようなストーリーを整理して協力を取りつけるといったことも有効と考えられます。これは豊田市の森林の事例、また袋井市の事例などを挙げております。

続きまして「仕組み」の大きな柱でございますが、ここではもろもろの課題につきまして、国土の国民的経営の推進と国土管理活動の収益化、それから公的な資源などの有効活用と分類いたしました。

まず、国土の国民的経営の推進でございますが、人口減少下の持続可能な国土管理のために、国民一人一人が国土に関心を持っていただきまして、国民の参加による国土管理、これを「国土の国民的経営」と申しておりますが、これをさまざまな形で進めることが一層重要になってまいります。そのためには、土地所有者や土地の利用の主体のみならず、消費者と価値観を共有しまして信頼関係を築くことが重要と考えております。

また、エシカル消費といった考え方を普及するとともに、持続可能な国土管理に資するような消費を実践するための仕組みや情報を広げていくことが重要と考えております。ここでは大崎市の旧鳴子町の事例を挙げております。

また、企業の社会的責任（CSR）やESG投資といった民間投資や、また自治体が行いますふるさと納税制度なども有効な財源となり得るものと考えております。山梨市、西栗倉村、田辺市の事例などを挙げております。

続きましては、「小さな利益」に関することでございます。こちらは詳しくは資料4のとりまとめ案の本文の44ページの図8をごらんいただければと思いますが、中山間地域など、土地利用の収益性が低い場合が実際多うございますので、採算が赤字になった場合も含めまして、一種の使命感に基づく活動を継続されている事例も数多くございます。こういった土地の利用の担い手に光を当てまして、その持続性を高める観点から、「小さな利益」、ここでは、単独では生計を維持できる額を生み出すことが困難な活動により生み出される利益と定義しておりますが、この「小さな利益」に着目いたしまして、まずは農業・林業など、本来の土地利用を通じた「小さな利益」を生み出すため、多様な地域資源を積極的に活用しまして、雇用と所得を生み出すことが重要であります。多くの事例がございますが、船橋市、みなかみ町、三重県多気町、大石田町、日高村などの事例を挙げております。加えまして、農林業以外の活動も含めた多様な手段により、複数の「小さな利益」を継続的に確保することが重要と考えております。

続きまして、条件不利地域など収益性の低い土地につきましては、「小さな利益」の確保も意識しつつ、地域の状況に応じて粗放的な管理、小規模・低コストな手法の導入などによりまして、管理コストを低減させる工夫も必要と考えております。ここでは豊田市の菜の花の事例、それから高知県佐川町の事例を挙げております。

続いて、土地の管理の省力化・合理化のため、ドローンやリモートセンシング、SNS、GIS等のさまざまなICTを活用することが有効と考えられます。その際には、専門的知見を有する者との連携が不可欠と考えられます。真庭市、新発田市の事例を挙げております。

続いて、(2) 公的な資源などの有効活用でございますが、大学、NPO、公的機関などの経験や知見を積極的に活用することが有効と。この事例といたしまして、名張市、丹波市の事例を挙げております。また、官公庁の退職者などの知見を活用することも有効と考えられます。

続いて、地方公共団体の内部、部局横断的な対応が求められる場合がございます。このような際には、首町などのリーダーシップを生かすということや、また行政と横断的な調整を担う組織を新たに設置することが有効と考えられます。綾町、鶴岡市の事例などを挙げております。

また、各部局の担当者自身が、持続可能な国土管理も含めた横断的な視点を持っていただくことが重要ということがございました。

それから、行政の関係部局や利用可能な公的支援について熟知している人材を活用する、さらには類似した事例を参考するといった工夫が重要と考えられます。これでは佐川町の事例を挙げておりますが、加えまして、国や都道府県のほうからも、こういった公的支援の情報提供を充実させていくことが重要と考えられます。

続いて、多くの取組事例におきましては、初期投資や持続可能性の向上のための補助金・交付金の公的支援を活用しておりますが、その活用に向けた人材が不十分な集落というのがございますので、そういったところを支援していく。また、公的資金には交付期間の終了ということがございますので、その後の資金確保をしっかりとあらかじめ考えておくことが重要と考えられます。

以上の3つの「人」「土地」「仕組み」の視点に加えて、横断的課題であります、3-2の下部にございますが、「計画の共有・推進などによる継続性の担保」という視点では、合意内容を継続させるための活動の実施や体制の構築、それから国土利用計画をはじめとする法定計画の有効活用というものを分類いたしました。

地域の取組を真に持続可能なものとしていくためには、関係者の合意された状態というものが継続することが不可欠であります。そのため、実態や課題を関係者間で常に共有できるような体制を構築しまして、継続的な普及啓発活動を実施していくことが必要と考え

られます。ここでは北海道長沼町、大崎市の事例を挙げております。また、協定などの文書を締結いたしまして、役割分担を明確化するというのも有効と考えられます。綾町の事例を挙げております。

さらには、法定計画の有効活用でございますが、地域の合意継続のために、法定計画に位置づけまして推進していくことが極めて有効であります。国土利用計画（市町村計画）につきましては、総合的な土地の使い方に関する合意事項を記録する計画としまして最適のものと考えられますので、昨年度、国土管理専門委員会でまとめていただきました「2017年とりまとめ」なども活用いたしまして、地域ごと、地区ごとの下位計画も位置づけ、地域ごとの土地の使い方を、この法定計画に位置づけることが重要と考えられます。福島県三春町、飯田市の事例などを挙げております。

また、都市計画、景観計画などもございますが、空間計画としての機能を有する計画に取組の内容を記載することも可能であります。鶴岡市の事例、また北海道東川町の事例を挙げております。

以上申し上げましたのが、「2018年とりまとめ」（案）の概要でございますが、これまでの専門委員会での議論を踏まえまして、非常に多くの事例に基づいた、実践的なとりまとめとなっているかと存じます。これを、一般的な地域・集落に展開させていくことが大変重要と事務局のほうは考えておりますので、引き続き委員の先生方にはご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【中出委員長】 それでは、今ほどの説明に基づきまして、議事（1）の「2018年とりまとめ」（案）についてご議論をお願いしたいと思います。第4章の（2）の適切な管理を続けることが困難な土地についての具体的な進め方に関しての意見は、また議事（2）のほうでお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、基本的には3-1と3-2を中心に、それを裏づける資料4や5を使っていますので、ご意見、ご質問がありましたら承りたいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

広田先生、よろしければ口火を切ってください。

【広田委員】 はい。それでは、前回欠席してしまったので、その分も含めてコメントさせていただきます。

この資料3-1と3-2に沿って話すのが多分一番わかりやすいと思いますので、この

3-1の部分なのですが、ちょっと細かい点になってしまうのですが、真ん中の持続可能な国土利用・管理に向けたステップのところのステップ①なのですが、本文も読ませていただいたのですが、「自分たちの暮らす地域について改めて考えてみる」と、これは非常に重要ですし、第一歩だと思います。ですが、その最初に「土地所有者・境界の把握」とあるのですが、まず最初は課題の把握、現状の把握ではないかなと思うんです。

要は、所有者も含めて、これは解決していかないといけない課題なんだなというのを、関係するステークホルダーが気がつくところが必要だと思いますので、所有者・境界というのは、実際の手順としてはもうちょっと後に来るかなという感じがします。まあ、書き方の問題かもしれませんが、やはり最初は課題を把握して、その課題解決のために、やはり所有者・境界の把握は当然必要ですから、そういう順序になるのかなと思います。それが第1点です。

それから、ちょっと細かい点で恐縮なのですが、ステップ③の一番右下に、「仕組み」の視点のところの課題として、公的な資源等の有効活用というふうにあるのですが、その中に4つ緑の箱があって、右上に「関係部署の特性や利用可能な公的支援の把握」とありますね。この「公的支援」って、それぞれの関係省庁等が支出しているさまざまな交付金や補助金のことを指すのでしょうか。となると、「支援」という言葉でいいのかなと。

補助金ですと、本来行政がやるべきことを地域等にやってもらうというようなニュアンスが入ると思うので、細かい用語の使い方の件なのですが、「公的支援」という言い方でいいのかなというのが、ちょっと気になりました。

それから、またこれも細かいことで恐縮なのですが、そのすぐ左側に、「大学・NPO・公的機関等の知恵の活用」とあるのですが、これは課題として、公的な資源等の有効活用とあるのですが、大学とかNPOというのは公的なもの……そういう性格は持っていますが、NPOというのは行政とは違う、独立した存在ですから、何か公的な資源の中に行政と一緒にしてしまうのは何となく抵抗があるのですが。大学もそうですよね。大学もNPOも、行政とは独立した主体ですから、ちょっとそこは気になりました。ざくっと囲ってしまってもいいのかもしれませんが。

ちなみに、この大学・NPOの「知恵の活用」とあるのですが、大学は学生という人材もいますので、「知恵・人材」ぐらいでもいいのかなと思いました。

それから、「残された課題」についてはあまり言う必要もないかもしれませんが、持続可能な国土の利用・管理を国土全体への展開、これは非常に重要な課題だと思っていて、

今回のこの委員会のとりまとめは、基本的に地域のほうの自発性に基づいた活動を促そうとか支援しようというスタンスだと思うのですが、本当に国土管理が国として重要な政策課題であれば、そういうボトムアップ的な活動以外に、上からのというところとちょっと言い方がまずいかもかもしれませんが、もうちょっと、国の体系的・計画的な政策推進みたいなものも必要ではないかなという気はするんです。

例えば国土管理ビジョンというものを何か自治体ごとにつくってもらおうとか。もちろん手挙げでいいと思うのですが、「まち・ひと・しごと」づくりの総合戦略を全市町村につくらせていますが、本当に国土管理の課題が重要なものであれば、やっぱり計画とかビジョン的なものを自治体あるいは、広い自治体であればその中の1つの地区でそういうものをつくると。そのための計画支援とか、そういうものがあってもいいのかなと。そろそろもうそういう段階まで来ているのではないかなという気がしないでもないです。これは「残された課題」ですから、今後のことでいいと思います。

それからもう1つだけ。資料3-2で、「小さな利益」にかかわることなのですが、一番右側の「仕組み」のところの1番の2つ目、多様な手段による複数の「小さな利益」の確保なのですが、前は「マルチワーキング」という言葉が使われていたけれど、私自身もちょっとあの言葉はどうかなという感じがしていたので、こういう表現でいいと思うのですが、ただ、ここの重要なポイントは、多様な地域資源の積極的活用とか、比較的少額の公的支援による「小さな利益」の創出というよりは、「人」のところにあった、実際の地元にいる管理人材の、要するに所得の確保ということですよ。そこに住めないと話にならないので。

だから、それを「小さな利益」を組み合わせることによって、1つの仕事で1年間の所得というのは無理なのですが、農産漁村ってそういう「小さな利益」ってたくさんあるので、それを組み合わせることによって管理人材の所得確保というところがポイントだと思うので、何かそういった表現をしたほうがいいかなと思います。

ちょっと長くなってしまいましたが、とりあえず以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

6点ほど意見をいただいているのですが、もし事務局から、例えば1つ目の、最初は課題の発掘かというのは、多分それは本体のほうにはそれらしいことが書いてあるのかもしれないですが、そのあたりはとりまとめ案のほうにちゃんと書いていただくのと、この資料3-1だけを見るとそうとれないのであれば、ちょっとここを追加していただければと

思います。当然、最初に地域の課題を見つけてそれを共有することから始まると思いますので。

それから、あと幾つかご指摘いただいた点で、公的というのをどうするのか、あるいは知恵だけじゃなくて人材じゃないかとかいうあたりも含めて、何か事務局のほうからありましたら、いかがですか。よろしいですか。

【国土管理企画室長】 広田先生の、まず最初の気づきの点でございますが、これはまさにおっしゃるとおりでございます。とりまとめ案の本文のほうでは、第3章のほうにございますが、3-1の(2)の14ページでございますが、それぞれ地域がどういった課題に直面して取組を始めるきっかけがあったのか、やはりこういう気づきがあるのが通常の形で、その後、所有関係や境界を見ようというところでございますので、伺ったような表現の適正化なりを検討してまいりたいと思います。

それは、その後の公的支援の話ですとか、NPOを公的に含めるかどうかといった点につきましても、「公的」に含み切れるものかどうかというところがございますので、検討してまいりたいと思います。

【中出委員長】 あと、最後にご指摘いただいた「小さな利益」の確保のところについては、前回議論したときに広田委員はご欠席だったので、広田委員が言われていた意図が全体として伝わり切れていない部分もあったかもしれませんが、少し最後のとりまとめで、これから事務局がまとめる際に、広田先生に少し追記した部分を見ていただくという形でよろしいでしょうか。

【広田委員】 はい、私はそれで構いません。

【中出委員長】 もちろん、ほかの委員の方にも見ていただくのですが、よろしく願います。

ほか、いかがでしょうか。大原さん。

【大原委員】 大原と申します。個別の事例について丹念にレビューしていただきまして、「人」「土地」「仕組み」の観点から整理していただき、こちらの「ねらい」に書いてあるような、国土の利用・管理のあり方に悩んでいる住民及び行政担当者にとって非常に参考になる資料としてまとまっているのではないかと考えております。

中を見ていてちょっと気がついた点なのですが、こちらの資料4には、各章のところで事例が書いてありまして、ぼつぼつぼつと事例が書いてあって、後ろに「事例7」とか挙げていただいて、巻末に一覧が載っていて、さらにはこちらのパワーポイントに詳細が載

っているという構成なのですが、例えばこちらの53ページのところのように、事例として番号がつけられていない事例がありまして、福島県三春町とか、飯田市とか、あと途中にもぼろぼろあるのですが、事例番号がついているところとついていないところがあって、事例番号がついていませんと、最後の一覧に載ってこなくて、こっちのパワポにも載ってこないんで、全部載せるんだったら載せたほうがいいかなという気がしています。

特に三春町は、こちらの委員会にも来ていただいてお話しいただき、重点的にお話を聞いていたんじゃないかなというのがありますので、漏れている、事例に載っていないところは全部入れたほうがいいかなと思っています。

でもそうしますと、前回言っていた39という番号ではなくて、番号がふえてしまうので、少しそこが私は気になっております。

あとは、この事例のパワーポイントのすごくいいところは、小さな点かもしれないのですが、お問い合わせ先というのが一個ずつ書いてありまして、自治体が関心を持てば、ここに個別に問い合わせたお互いに学び合えるような参考資料集になっている点は、私はすばらしいと思っております。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

多分事務局は、作り方として、関連事例集からなるべく今回の論点を引き出したいということがあって、それでそれぞれの枠の中の参考事例を挙げているのだけれど、昨年来ていただいた三春とか、それ以外の事例についても、この関連事例集以外にあるものについては、本文に番号なしで入れているのだと思うのですが、その部分は、事務局のほうで、あくまでもこの参考事例集との連携を見るために39に絞るのか、それとも逆に、今、大原委員が言われたように、39よりもうちょっとつけ足すことが可能ならばつけ足すかというようなこと、そこをどうお考えか、お願いします。

【専門調査官】 まず、今日お配りしている資料の中で、参考資料1というものがございまして、これが市町村計画の事例集になっております。こちらに飯田市と三春町も入れさせていただいて、資料5の事例集とは違うところからの参照なものですから、事例番号を引っ張っていないという形になっています。

とりまとめの54ページのところは、これはまた、国土利用計画（市町村計画）以外でも空間計画を使っている例ということで3つ挙げさせていただいて、この3つについては今回お配りの資料のどこともリンクがないというのが、まず事実関係でございます。

その上でもう少し、例えば市町村計画についてはこちらの参考事例1でも引っ張っていますし、もう少し見せ方が工夫できるところがないか、事務局で考えてみたいと思います。

【中出委員長】 よろしくお願ひします。54ページの北海道の東川町の事例とかは、僕が突然打ち合わせで言い出して入れてもらっているの、私の責任もあるものですから。都市計画ではなく、景観計画でもできるということをやったら入れていただいているの。

ただ、大原委員の言われるような形で一覧性があるといいことはいいので、どこを見ればいいのかとか、要するにアクセスできればいいと思います。その部分は最低限確保していただいて、短い期間で関連事例集に載せられるのであれば、この国土利用計画の事例集から引用というか抜粋してつくっていただいても構わないと思いますし。

大原委員の意図は、これを頼りに何かやろうかなと思った自治体が、どうやったらそれを引き出すことができるかというところをよりやりやすくしてほしいということだと思いますので、ちょっとそこを工夫していただけますか。

どうもありがとうございました。それではほか、いかがでしょうか。

土屋先生。

【土屋委員】 今の大原委員のご発言はかなり実際的な、今から直せることだと思うのですが、私は逆に言うと今からではほとんど直せないことを言いたいと思うので、聞き流していただいてもいいのですが。

1つは、これは直せるかもしれないのですが、「人」「土地」「仕組み」という、こういう分け方は私は非常に気に入っているのですが、この本文を読んでいきますと、「便宜的に分けた」という言い方になっているんです。いろいろな事例をもとにして便宜的に分けたということなので、それは実際、プロセスとしてはそうなのだろうけれど、考えてみれば、この「人」「土地」「仕組み」という、「仕組み」は例えば「制度」というようなことでいえば、これはかなり根本的な課題に即しているものだと思うんです。その辺のところを、実はそこで、じゃあおまえの考えを述べよと言われるとつらいところなのですが、少し論理的にもここで、プロセスとしてはこうなって便宜的に分けたのだけれど、実はそれはこういった意味合いがあるんだよ、という投げ方を少しできるといいんじゃないかなという気がします。

実際、それぞれの「人」や「土地」のところでは、初めに少しそういった部分も書かれていて、そこまで読めばわかるんです。ただし、それを少し配分を変えて前のほうに持ってくるなり何なりして、単に便宜的に分けたのではないということをや少し述べていただけ

るといいのではないかなと思います。

実は、これは報告書には書けないでしょうけれど、日本の制度もしくは社会の一番まずいところというところと変ですが、やっぱり国土利用を考えたときに、例えばヨーロッパなどに比べるともう少し何とかならんのかという部分でもあるわけで、ですから非常に大きな課題でもあるので、その辺のところは少し示していただけるといいかなと思いました。それが1点です。

2点目が、これもやはり本文中にはそれぞれ書いてあることなのですが、今回の趣旨は、先ほど広田さんも言われたようにかなりボトムアップで、地域それぞれが頑張るということ、ですから、例えば民間が頑張るということをかなり意識されているのでこうなったのだと思うのですが、やはり行政の役割というのは大きい部分があって、一番大きいのは土地なわけです。土地というのは、私有の土地であれば、いってみれば私有財産権について、例えば地域の合意であっても、それに対してある意味縛るわけで、それは民間がやるというのはなかなか厳しい。自治体に、いろいろなところで現場に行っていると、そこで土地所有者に言うというのはなかなかつらいというようなことをよく聞きます。

そうすると、やはりそこで出てくるのは行政、つまり正当性を持った、公共性を持ったところが最後は出てきて、住民や民間の方々が合意したことについてある程度担保するというところが必要になってくると思うんです。そうすると、やはり行政の役割というのは非常に大きいと思いますし、それから、ここでいうと「人」になるのでしょうか、言い出しっぺといいますか、行政というのは人材的に継続性があるわけではないので、しょっちゅう異動があるわけですからあれなのですが、初めに何かを始めるというときの言い出しっぺを誰がとるかという、やはりこれは結構行政の役割は大きいのではないかな。実際はそこから、意欲のある民間の方々にどんどん委譲していくというようなことが必要ではあるわけですが、そういう意味では、ここで行政の役割というのを、全部横軸としてどこかに書けるといいかなと思いました。

3番目です。この辺はあんまり今さら無理だという気はするのですが、下のほうに継続性の担保というのが書いてあります。これは非常に私も重要だと思っていて、さっきからというか以前から、継続性というのをどうやって担保すればいいのかというのは私自身いろいろ考えているところなのですが、ただ、これは、「人」や「土地」や「仕組み」というのは短期的にはさまざまな取組で何とか解決することが可能なのですが、継続ということに関していうと、これはやはり広田さんも言われていたように、かなり公的な支えがない

と、継続はなかなか難しいなど。つまり、人材の継続性や、ある意味でいうと土地の規制のコントロールの継続性や資金の継続的というのは、やはりそれぞれの努力だけではなかなかできない部分があって、その部分というのを、ここでは中短期のところでは書いてあるわけですから難しいと思いますが、継続的の担保のところの課題として何らかの言及があるといいなと思いました。

以上はちょっと大きいこととして、あと、少しレベルダウンする話ですが、先ほどから出ている「小さな利益」の話です。私も「小さな利益」、もしくは、私は「多収論」という言葉を使ったりしていますが、そういったものは非常に重要だと思うのですが、これもこの中でどう書くかは問題かもしれないのですが、さまざまな「小さな利益」で、ある程度全体としての所得を確保する、それから満足感を確保するということは非常に重要だと思うのですが、これも現場で見ていると、個々で見たときに、例えば教育費とか医療費、これはだから、ずっと常に必要なわけではなくて、その個人個人にとってみると人生のある一時期に必要なものであるのですが、そういったものところをつまづいてしまうことが非常に多くて、最近のはやりでいえばベーシックインカムといいますか、その辺のところの基盤があった上での「小さな利益」でないと、実は結構厳しいんじゃないか。

つまり、ジェネレーションの中の1つの、例えば若いうちは何とかなるのだけれど、さっき言った継続性等も含めて考えると、その下のところを何とか確保していくことも、これは課題になると思うのですが、必要なのではないかという気がいたしました。

あと、もっと細かい話で、協定というのは「仕組み」のところでも出てきますし、継続性のところでも出てきます。このことを、ある意味でいうと強調するのは私も賛成なのですが、というのは、やはり制度的な仕組みがまだ整っていない中でいうと、関係者間で協定を結ぶことによる拘束力というのを、やはりある程度重視しなくてはいけないなと思っていて、そうすると、継続性の担保のところ、協定等に基づく役割分担ということを強調されているのですが、確かにそれは役割分担というのは協定だから必要なのですが、協定であることによって継続できるんです。つまり、みんなが調印してしまっていますから、そこでどこかが、主体のうちのどれかが、もう嫌だと言っても、それは協定があるじゃないですかということで、やはりそこでかなり担保できる可能性があるんで、そういった意味合いも協定にはあるということも、ちょっと書かれるといいのではないかと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今、大きく4点ご指摘いただいているのですが、1点目の部分、行政の役割をもうちょっとちゃんと位置づけたほうがいいんじゃないかというところ、それから2点目が……いや、それより前がこちらかな、「便宜的に分けた」というのは何とかならんのかというところ、これは本文中の書きぶりの問題もあって、「これを便宜的に分けた」という書き方でなければ。要するに、重層的になっているものを3つの視点で分けたということが大事なのだとすると、そこをちょっと。それは大きな変更ではなく行けるとは思います。

3点目、4点目は、4点目は多分宿題でいいのかなと。来年度にしてもいいかなと思っただのですが、細かいところではないやつで、幾つか、もし事務局から見解があればお願いできますか。

【国土管理企画室長】 公的な役割というところは、確かに柱として1つ立てているものではございませんが、関係者が複数にまたがるところ、土地の所有者が複数かかわるところ、そういったさまざまな場面で行政が積極的に関与することが望ましい、といったような表現では出てまいります。確かに1本立てるべきかどうか、という議論もあろうかと思えます。

それは最後の継続性の担保のところでも伺ったような、協定を結ぶというところでもやはり行政の関与というものが望まれる、積極的なものが望まれるという表現がございますので、今のところは随所随所に点在しているものでございますが、1本立てるまで、先生方がもしそういうご意見があれば、また伺いたいと思います。

【中出委員長】 多分、「人」「土地」「仕組み」に分ける前に、一度主体側というか、先ほどの継続性のことも含めて、行政が関与していかないとだめだということは当然、1年目の議論で市町村計画をつくるというところから始まっていて、つくったからには行政が責任を持つ必要があるということで、そういう話の流れもあるから、ちょっとそのあたりも含めて、何かこの章立てでもう1個柱をつくるというよりも、先ほど、もうちょっと書き直したほうがいいかもしれないという、多分土屋委員のご意見で、3-1の「人」「土地」「仕組み」の視点からというあたり、それから(1)(2)のあたりで、前提となる部分をもう少し整理して、行政のことを最初に書いておいていただくとか、そういうあたりで、あまり大きく1つ項目を立てると、今度はそこの整合性がほかでとれなくなるのではないかとということもちょっと懸念されるので。3-1はもう少し書けるのではないかとと思うので、それでいかがですか。

【国土管理企画室長】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

では続けて。では飯島先生、お願いいたします。

【飯島委員】 今のご議論の続きで、少し意見を申し上げます。私自身は、今回のとりまとめは、まさに現場での実践から、いわばボトムアップ型で、演繹的に課題と解決の方向性を導き出したところに意味があるのではないかと、しかも、国土形成計画、国土利用計画というヒエラルヒーの計画体系を検討していく中で、こういった現場の取組があるということ具体的かつ体系的に示したところが魅力的なのではないかと思っておりました。行政の役割が必要であることはもちろんですが、そこを強調しすぎると、私が理解している限りでのとりまとめの魅力が損なわれはしないかという直観的な感想を抱いております。

1点お聞きしたいのは、この委員会の役割として、国土形成計画、国土利用計画を実施に移してPDCAサイクルを回していくということがあると思いますが、取り上げられた事例は、今次の計画の実施というより、ずっと前からの現場での実践の積み重ねである、としますと、計画との関係で事例集をどのように意味づければいいのか、ご教示いただけますとありがたく存じます。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

本とりまとめの狙いのところの一番最初の位置づけから、今年度というか、今まで議論した内容をどう、そこが、位置づけとの関係でもう少しちゃんと説明があったほうがいいのではないかとということだと思っておりますが、そこらあたりはいかがでしょう。本文のほうで書いてあれば、それはそれでいいと思うのですが。

国土形成計画なりの、国土利用計画とかで言われていることを、どう具体的に展開するつもりで、この、割とボトムアップ型のものを取りまとめているんだという、その部分がかかれているかというご質問だと思います。

【専門調査官】 はい。位置づけのところにも、最初に「複合的な効果をもたらす施策」や、「選択的な国土利用」という視点も踏まえつつというところをまず書かせていただいておりますが、資料3-1でステップ②としております、土地の使い方を選択するというところで、「地域に適した土地の使い方の選択」、それから右側の「様々な視点からの効果を意識した土地の使い方の選択」という2つの課題を書かせていただいております。

これは、少し言葉は変えておりますが、この「複合的な効果をもたらす施策」「選択的な国土利用」というものが、実際に現場で行われているものはどんなものがあるのかと、そ

ういうところから事例を集めていったところから議論がスタートしております。ということで、こういう使い方をしている事例の中からもいろいろ課題を抽出し、このとりまとめをつくっております。

本文の中では、第2章がステップの順番ごとに書かれている構成になっているのですが、2章の2.2とか2.3のところ、計画の文言も引用し、計画との関連性を意識しながら冒頭のところで書いているところがございます。

【中出委員長】 資料4の6ページ目もしくは8ページ目のところの、あれのところに書いてある内容で。もしかしたら、これ、もし資料3-1をプレスリリースで出すのであれば、そのあたりをもうちょっと、章立ても含めてわかりやすくしておいたほうがいいかもしれないですね。

【専門調査官】 はい。

【中出委員長】 飯島先生、いかがでしょうか。

【飯島委員】 はい、わかりました。

【中出委員長】 よろしいですか。

じゃあほかに。じゃあお願いします。

【中村委員】 私の意見もひょっとすると今の段階ではもう無理なのかもしれないので、そうであるならば、まず聞き流していただいても。どうこうしろということは言いづらいのですが。冒頭で言われた、皆さんが非常にボトムアップで、私もそう思っています、素晴らしい事例がいっぱい集まっているし、それ自体を否定するものでも何でもなくて、素晴らしいものができると思っているのですが、ということで、ちょっと辛口になってしまうので、まず前段にそう申し上げておいて、悩んでいる住民や行政担当者を想定しているとなると、普通考えると、悩みが何なのかということでダイレクトしない限り、この中から悩みに合った、例えば「土地」とか「人」だとか「仕組み」を選べというのは、実は相当、レベルの高い方はできると思うのですが、そうじゃないとなかなか難しいんじゃないかなと。

だから、全体の印象、これは実は事前説明のときもそう言ったのですが、全体のイメージとしては俯瞰はできるのですが、地域でこんな問題がいろいろ起こっているな、それを「人」と「土地」と「仕組み」で整理するとこんな形になるな、というのは見えるのですが、じゃあ具体的にどういう形でダイレクトするかということになると、例えば事例集なども、結果的にこれは北から南に流れていますよね。それで、これ自体はオーガナイズさ

れていない、いわゆる悩みとか、このコンテンツについてオーガナイズされていないということになるので、結果的にここで見ると、先ほど言った事例1だとか何だとかと出てくる、その事例の番号が多分ダイレクトする部分だと思うのですが、何を言いたいかというと、そういった自分たちの悩みに対してうまくダイレクトして、こういう「人」と「土地」と「仕組み」を使えばうまくいく事例がここにあるんだとか、そこがないと、多分、そうとう難しいという感じが、正直最初に、事前で見たときにそう思いました。

この理由は、前にああいうパンフレットをつくらせていただいたときに、自治体の方からそういうふうと言われて、なるほど、じゃあ悩みからにもう変えてしまえということで、一旦目次を全部変えた経験があるので、それがよかったかどうかはちょっとわからないのですが、できれば、まずこれはこれとして出していくにしても、自治体の担当者なりにヒアリングを行って、本当にこういうものでうまく自分たちの悩みの解決につながるような方策が道筋として見えるのかどうかということを検討されたほうがいいのではないかなという感じがしました。そんなところです。

【中出委員長】 ありがとうございます。昨年度、中村先生等がおまとめになったパンフレットというか冊子は、割とそういうあたりができていて、それを実はこの事例集も土台にはしている部分があると思いますが、今回のとりまとめで、なかなかそこまで至らないとすると、少しそういう、とりまとめとは別に、そういう使い方をしてもらうような解説みたいなものとかも含めて、あるいはもう一個つくったほうがいいのかもしいないですが、今言っていた部分、多分、先ほど大原委員が言われたものも含めて、一覧とか参考事例と、事例はつながっているのだけれど、ただ、最初の出発点の課題からこれを引こうと思うとなかなか引きにくいところの問題だと思いますので、そこらあたり、ちょっと今後どうするか、アイデアをいただけますか。

【国土管理企画室長】 とりまとめで、このようなある意味体系的な形で課題と解決の方向性を取りまとめた。先生おっしゃるとおり、悩んでいる方が直結して、自分の課題とそのきっかけというところにたどり着けるかということ、やはりまだ使い勝手のよさとか、そういうところも踏まえ、私たちもまだまだ自治体、現場の方の声を聞いてみないと、どういう形でガイドラインをお示ししていくのかということ、しっかり聞き取る必要があると考えております。

ですので、ご指摘の点も踏まえまして、ガイドラインを今後取りまとめていきたいと考えております。

【中出委員長】 3-2の最後のところに、使い方のイメージという4つの、これが多分、大きくりの課題だと思うので、それぞれの大きくりの「自然共生」「国土管理」「地域づくり」「防災・減災」という、これで今までのグッドプラクティスを分けられたのだとすると、この分けのところに、それぞれの事例がどんな問題意識を発端としていたのかというのをぶら下げていて逆引きできるようなものにすればいいのではないかと思いますので、最初、これを四次元でつくれるかというとなかなかできなくてこういうものになっていますが、基本は、1つの取組が大体複数の目的を持っているのだとすると、それぞれの取組がどういう課題からというか、発端が何だったのかというものをつくって、それごとにぶら下げていくということでもいけると思いますので、ちょっとそこらあたりは工夫していただけますか。

よろしいですか。ではほかにいかがでしょう。じゃあ一ノ瀬さん、お願いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。非常によくまとまってきたと思っています。私は、できるだけ変えられそうなのか、別にほかのところが問題があるというのではなくて、1点だけ、今改めて見ていて気がついた点を申し上げます。

G I Sの活用についてなのですが、資料4の本文のほうで、27ページに「G I S等を活用した実態の共有と見える化」とあります。ちょっと細かいことですが、この「共有」の前に「分析」があるのかなとちょっと思ったのですが、ここに書いてあることは至ってもったもなことで、17行目、18行目にオープンデータ等を活用したG I Sの活用が極めて有効であると。かつ、地域課題検討の解説書ですね、実は初めてそれを知りまして、今、ものを見ていました。

そういう前段があって、56ページに最後、「そのほかの課題」ということで、今後検討することがここで課題としてまとめられているのですが、18行目、「G I Sなどの活用方策や……」というところから、最後、「自治体がやるのは難しい」と書いてあって、国や都道府県から支援が必要だとか、有効な分野であるというふうに終わっていて、ちょっと、少なくともこれだけでも矛盾しているような気がするんです。やっていただけるようにしていますよ、と書いていて、そこはちょっと無理ですね、みたいな形で終わってしまっている。

それはちょっと表現を変えていただければいいと思うのですが、それで改めて、実は27ページの次に、G I Sの活用という意味で紹介されている事例も、事例集で拝見しました。事例18と事例33ですね。

その事例の中では、具体的にどんなふうにGISというのは、実はあまり紹介されていなくて、多分どちらかというと独自にデータをつくられているのかなというようなものかと思えます。

その中で、先ほどこちょっと、解説書であったり、実は解説書を拝見したら意外に難しいのですが、やっぱりできなそうだなと思いながら見たのですが、それと、実は私は研究でも使わせていただいています、国土数値情報、非常にすばらしいデータベースが今、できているんです。ところが、これは相当ハードルが高いんです。個別のものがあって、閲覧サービスもあるのですが、これは本当に、それぞれの1個だけを見るだけの状態になってしまっている。

そうすると、多分、国のレベルで、次にもしかしたら必要なのかなと思うのは、例えば、難しい分析をする必要はないと思うのですが、こういった課題で、どうやらここが危なそう、みたいなことをすぐに見ることができるような情報提供が重要なのではないかと思うんです。前もちょっと申し上げたかもしれないですが、最近、日経新聞のサイトなどでも非常にセンセーショナルに言っていますが、出産可能な年齢の女性の比率がどうだったりとか、全国の地図をばっと出したりしています。

なので、同じようなことをする必要はないと思うのですが、やはり次のステップとしては、土地の管理という意味で、例えばこういうものを見ると、こういう部分は結構危ないんですよというのが、例えば自治体の方が、すぐそれが、自分の自治体がどうなのかというのが見られるような情報提供をしていただく必要があるかなと。それは多分、今あるデータセットをちょっとうまく使うだけかなと思いますし、なので、もちろん、できる自治体がやっていただければいいので、表現のところはちょっと工夫していただければいいと思うのですが、かつ、課題として、何かそういう、もう少しブレークダウンした情報提供のあり方を検討する必要があるとか何か書いていただくといいのではないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

新発田の上三光集落の方が自分たちである程度つくったもの、これが非常に有効だったと。ただ、使うにはやっぱり人材が要るよねというところがあって、こういう文章が出てきている部分もあるので、先ほど一ノ瀬先生がおっしゃった27ページと56ページのところの整合はもう少し工夫するとして、それからもう1つは、やる気があってできる自治体でなくても、やる気はあるけれど、今ちょっとどうすればいいか、というような自治体

に対して、今後、データセットはどんどん充実させていけばいいけれど、使うためのプラットフォームをもう少し工夫してほしいということだと思っているので、それこそ10年前と比べれば、LUCKYもものすごく使いやすくなったと思いますし、国土数値情報もすごくいろいろなものがあるようになっていて、それこそ大学の研究者は、20年前だとデータを自分でつくらなきゃならなかったのが、一瞬で手に入るようになっているのですが、これは大学の研究者だからやれるので、普通の自治体の人が業務でやれるレベルのものというのが、そんなに難しくなくても、ある課題のことについて可視化できるような形にしてほしいということが、一ノ瀬先生の意図だと思いますので、そのあたり、じゃあもう少しGISのところで書いておいていただければと思います。

ありがとうございました。では浅見先生、どうぞ。お願いします。

【浅見委員】 今の、せっかくGISの話が出たのであれなのですが、多分、RESSAを使うことを想定して書いているのかなと思って読みましたが、実は国交省の都市局のほうで、ちょっと都市計画関連のデータのオープンデータ化みたいな話を検討している会議に、私もちょっと委員で入っているのですが、残念ながら、なかなかオープンデータ化のハードルというのは高いんです。やはり細かい情報なので、個人情報だとかそういったものが問題になって、なかなか公開できなくて、行政の内部でもなかなか、場合によっては使えないような部分もあったりして、これは、オープンデータというのは言葉は美しいのですが、なかなかやはり簡単ではないので、ちょっと期待し過ぎるような記載はしないほうがいいのかもしいかなと思いました。

あと、全体を拝見して思ったのですが、「国土管理」という言葉の意味が、どういう範囲の地域の管理をすることを一番重要視しているのかというのがちょっとわからなかったんです。

例えば、非常に小さい地区だとか村だとかの管理という意味で国土管理という言葉を使っているのであれば、これは一つあり得るかなと思ったのですが、もう少し考えると、まず国土審議会という言葉があるので、国土管理というのは、例えば今回の場合でいえば、地域がみずから考えて選択したものが、広域的に見ても非常に適切になっているというようなものというのが、やはり適切な国土管理だと考えると、ここで書いている事例が本当にそうなのかというのをちょっと吟味する必要があるのかなと思いました。

何か一見成功例のように見えても、実は大量の補助が要るとか、そういうことでなかなか持続可能でないようなものもあり得ると思うので、そういった意味では、地域が選択す

ることと、全体にも適正になっているということの関係づけをする必要があって、場合によっては「仕組み」のところに、やはりそういう、どういうふうにするとそういう仕組みになるのかということに記載するとか、ある分野はもしかしたらそういう仕組みに近いのかもしれないですが、そういったところを少し考えたほうがいいのかなど。単に地域が選択するというのは、美しいように見えるのだけれど、場合によっては全体としていい方向に向かわない懸念もあるので、そういったことも少し考える必要があるかなと思いました。

それからもう1つ、いろいろな事例があるのですが、その事例の紹介の仕方がいろいろなのですが、やはり少し地域経営的な考え方というのを入れたほうがいいのかなど。実際に、例えばそういうことをして、どういうリソースを使って、どういう効果が出たのかということを見ないと、その事例自体を客観視することはできないという感じがします。そういう点をもうちょっと書いていいのかなと思いました。

それから、先ほど「小さな利益」の話がありましたが、「小さな利益」というのは結局、範囲の経済といいますか、多角化の経済といいますか、そういうことだろうと思うので、もうちょっとそういうことを明記するといいいのかなと思いました。

あと、冒頭のほうでご説明がちょっとわからなかったのは、「特殊な条件や特別なプレイヤーの存在を前提としていない」というふうに書いてあって、実際事例を見ると、やっぱりそれがあるからこそできているところもあるんですね。ちょっと、どこまでその目的を追及するのかというのを明確にしないと、やや、「そうはいつでもねえ」という感じがしなくてもなかったもので、ちょっとここは考えていただくといいいかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

最初の、国土管理をどういうレベルでというところについて、私のイメージは、一応29ページに地域の取り組む空間的広がりイメージというのはあるんです。ただ、これが、上下の整合性をとるとかとらないとかいうところの議論にはなかなか言及し切れていないのかもしれないので、要するに、個人の幸福は集団の不幸につながっているのではないかということにならないような、どこかでちゃんと調整ができているのかということをしたほうがいいというようなことについて、書き込む余地があるのだったら書き込めばいいのではないかということと、そういう意味では、地域経営と今言っていたところも、地域がどういう地域なのかにもよるので、それも、29ページのあたりのところでの、地域に適した土地の使い方の選択という、まさにこの部分にかかわってくるころだと思いま

すので、少しそのあたりは浅見先生の意見を反映して、もう少し加筆していただければと思います。

それから、最後に言われたところは、もし事務局からご意見があればお伺いしたいと思います。

【国土管理企画室長】 先生おっしゃるとおり、やはりよい事例として集めておりますので、そこは輝くところ、光るところがあるのはやむを得ないところかと思いますが、その中でも、自分たちでもまねできるのではないかと思ってもらえるような説明の仕方を、私どもも、これからもっとわかりやすくするガイドラインの中でも、そこは工夫して、少しでも一般的な、普通の地域の方、集落の方が取り組むきっかけとなるようなものを提供していきたいと考えております。

【中出委員長】 浅見委員、よろしいですか。

多分、中村先生が言われたところとまさに表裏一体で、課題だと思うかどうかということ、それは実は、ぼんやりしている人はやっぱり思わないわけで、本当に切羽詰まった場合には普通の人でも思うかもしれないですが、その前に課題と思ってもらえるようにして、その場合に、自分たちでは無理だね、ハードルが高いねということではないんだよ、というような導きにしたいと、その先ダイレクトで言われましたけれど、そういうことを目指しているというところがもう少し、浅見先生のご懸念に当たらないような書き方はできるかもしれませんが、そんなところでよろしいですか。

【浅見委員】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

あと山野目先生、よろしければ。

【山野目委員】 ありがとうございます。私のほうからは大きく分けて3点を申し上げます。

1点目は、記述を改めてくださいというお願いではなく、反対に、このままの記述の筆致でぜひまとめていただきたいという点を、全体がそうですけれど2点申し上げると、35ページに事前復興ということを強調する文脈があります。国土管理政策の観点からもそうですし、国の施策との関係で、ここまではっきり、既に起きた災害ではなく、これから起こる災害に向けての備えという観点をこのキーワードで示していただいたことは珍しいのではないかと感じます。実際に施策を具体的に考えると簡単なことではありませんが、ぜひこの筆致で残していただきたいと望みます。

それから46ページに、粗放的な土地の管理、これから人口減少下でも持続可能であるべき国土において大いにあり得べし、ということを書いていただいたことも、今後の国土管理政策上は明確な方向づけが示されているものですから、この筆致でお願いしたいと考えます。

それから2点目、「2019年とりまとめ」に向けての期待ということで、少し大ざっぱなことを申し上げますが、このたびの「2018年とりまとめ」は、この資料4でお示しいただいている報告書本体も、それから資料5の事例集も含めて、とりあえずの、という言い方がいいかどうかはわかりませんが、とりあえずのデッサン、今後の国土管理政策のデッサンをまとめていただいたものであろうと感じます。デッサンであってマニュアルにはなっていません。事例集は、たくさん並んでいますが、すぐ用いるようになっていないということは、それはそのとおりであって、それは2019年にもう少し時間の余裕を持って進めていただくことであらうと考えます。今回はとにかく汗を流して事例を集めたということでしょう。

加えて、デッサンですからポリシーの提示にはなっていません。行政の施策・役割についてもっと書き込むべきであるというご指摘はまさにそのとおりであると同時に、今回のこのデッサンを踏まえ、国、都道府県、市町村はそれぞれ何をすべきかということが、まさに2019年にもう少し深掘りをしていくべき事柄であらうと考えます。

それから3点目、事務的なことですが、表現全体を通じ、「何年」と書くときと「何年度」と書くときとが、すこしばかりばらつきがあるように感じますから、どちらかで統一していただきたいと望みます。

【中出委員長】 ありがとうございます。

3点目についてはちょっと精査していただくとして、1点目は事務局へのエールだと思います。2点目のところの、事例集だけではなく全体として、3年目が終わったときにちゃんとポリシーとして構築しろというご指摘だと思いますので、その部分については、残された課題のところも含めてもう少しちゃんと書いて、来年度末には何をどこまで到達するつもりなのだというところ、というかしなければならぬかということを書きしてもらえればと思います。

事務局から何かありますか。

【国土管理企画室長】 いただいたご指摘を踏まえまして、来年度に向けて検討していきたいと思っております。

【中出委員長】 委員の先生方からは一通りご意見をいただいたと思います。私はもう、実は直前に来ていただいて、僕の言いたいことはこの中に入れていただいていますので、もうちょっと言いたいことはありますが、ちょっと時間もないので、ここまでとさせていただきます。

それでは、ほかに、今までのワンラウンドでこの部分を言い忘れたということがございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【広田委員】 1点、簡単に。最後に浅見先生から出た件は、私もちょっと感じています。

要は、非常にリーダーシップのある方でないといけないような、そういう取組ではないのだというような表現が何カ所にも出てくるんです。その中で、「普通の地域」とかそういう表現も出てくるのですが、たしか飯島先生からも、そういう言い方はどうなの、というコメントが出ていたかと思うのですが、私ももうちょっと表現を変えてもいいかなと思います。

特に11ページにかなり強い表現がありまして、12行目からなのですが、「なお、ここで示した事例は、その多くが強いリーダーシップや卓越した先見性に裏打ちされた事例である」と。それで、その一方で、実際には、「必ずしもこれらのような『特殊』な才腕を振るうことができるわけでもない」という言い方があるのですが、これはちょっと言い過ぎじゃないかなと思っています。

私が知っている事例でも、最初からスーパーマンがスタートしたわけではなくて、やはり主体の成長もあるわけです。最初、課題と格闘する中で、だんだんと個人であるとか団体が成長していった、最後を見れば何か特殊な才腕で実現したかのように見えることであって、最初からスーパーマンでなければできなかったわけでは、必ずしも、ここに載っている事例でさえそうではないので、この言い方はちょっと強過ぎるなという感じがします。

ただ、全体として先導的、優良な事例を集めていますから、これから取り組む人たちは、それを上手に参考にすればいいわけで、先導的な事例が、要するにトライアンドエラーを繰り返した結果、こういうパフォーマンスになっていたわけなので、ちょっと、特別な人だからできたとか、そういう言い方はなるべく避けたほうが、この事例についてもそうじゃないかなという気がしています。

何か反論があれば。

【専門調査官】 反論はないです。

【中出委員長】 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。一通りご意見をいただいて、私の気持ちとしては、大幅に書き直すというのはちょっと無理なので、ここでかっこよく換骨奪胎して書けばいいと言うのは簡単ですが、そうはいかないと思うので、少し、頭とかそれらの部分に、もう少し「その心は」に当たる部分をわかりやすく書き加えれば、ほとんどの先生方のご指摘には何とか対応できるのではないかと思います。

いずれにしろ、たくさんの意見をいただきましたので、とりまとめ案の本文、あるいは実際に今後いろいろなところで使われるであろう資料3-1とか3-2の修正案をつくっていただいて、これを一度また委員の皆さんに、メール上だと思えますが見ていただいた上で、とりまとめ案とさせていただきますと思います。

修正したとりまとめ案は、冒頭事務局のほうからも話がありましたし、私も申し上げたように、6月1日に計画推進部会がありまして、そこで報告をすることになっています。昨年、今年度と何をやってきたか、今年度というのもおかしいですが、この8回で何をやってきたか、それからこの後、最後に向けてどういうところまでたどり着こうと思っているかという話を計画推進部会で私のほうから申し上げたいとは思っております。

そういう意味で、委員の皆さんからいっぱい意見をいただいている中で、事例集はいいものだと。ただ、もう少しいろいろ工夫したほうがいいのではないかということで、事例をつけ加えることとかもできればやっていけばと思いますし、ここで取り上げた事例そのものも、どういう経緯でどうなってきたという、今の広田先生の話もありましたし、本当に今後とも持続可能なのかどうかというところの話とか、いろいろ含めて、今年度1年でそれがウオッチできるわけではないと思いますので、もう少し事例集も時間をかけて内容を充実していただければと思いますし、それが引いては、今後市町村あるいは都道府県へのここからのメッセージとして、いろいろこれから、これを頑張ってやってほしい、あるいはそれを、例えば都道府県は市町村に普及をしたりするときの1つの道具になると思いますので、そのあたりも少し、今後うまく広報に努めていけるような仕組みにしていただければと思います。

そういう意味では、昨年度のとりまとめの国土利用計画の市町村計画という部分とワンセットで、多分、それは市町村が計画としてつくって、それを具体的にどう動かすかということも、ボトムアップの部分として、より市町村よりも小さな部分の仕組みも含めて、今年度の部分のまとめになっていると思いますので、そこらあたりをまずまとめていただけ

ればと思います。

それから最後に、議事（２）に続きますが、まだやらなければならないことが幾つか残っていますので、その部分についてはあと１年かけて進めていただければと思います。

それでは、ちょっと時間が足りないので次に進ませていただきたいと思います。続いて議事（２）の、適切な管理を続けることが困難な土地についてに移らせていただきます。

これについては、次年度、もうあと二、三カ月後には第９回の委員会があると思いますが、そのとき以降に具体的に、より深掘りして議論していただくことになると思いますが、この部分について事務局より資料６の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【国土管理企画室長】 先ほどご議論いただきました「２０１８年とりまとめ」案におきまして、残された課題として挙げさせていただきました、適切な管理を続けることが困難な土地の概要でございます。

資料６の半分につきましては、前回２月の国土管理専門委員会で資料５として紹介されておりますので、その部分を簡潔にご説明して、残りの部分を中心に行いたいと思います。

まず２ページでございますが、これは従来からこの専門委員会でご紹介してきました、２０５０年の１キロメッシュ単位での人口増減の状況でございます。２０５０年には２割が無居住化、加えて４割のところでは現在の半分以下に減少するというメッシュでございます。

３ページでございます。昨年末、市区町村を対象にしたアンケート調査でございまして、農地、森林、宅地のそれぞれで適切な管理がなされていない土地について回答をいただいたものでございます。

おおむね共通する不利益として挙げられておりますのは、鳥獣被害、虫害、雑草の繁茂、景観の悪化、防災、あるいは不法投棄などでございます。

一方で、特に不利益はないという回答も、左下のグラフ、上の青い部分でございますが、必ずしも外部不経済につながるわけではないという認識がある一方で、２割から４割の市町村でございますが、適切な管理がなされているかどうか、また適切な管理がされていないことによる不利益があるかどうか、現状を把握し切れないといった実態がございました。

次に４ページでございますが、１９８０年と２００５年の国勢調査の１キロメッシュの人口データについて比較いたしますと、約１．５％の地点、赤いドットがついているところでございますが、無住化したと思われるメッシュでございます。

次に、国土数値情報という形で土地利用のデータを活用しながら、これは真ん中の円グラフでございますが、こうした地点の地目について見てまいりますと、多くは赤い部分の森林の増加、または緑の農用地が減少している。または、下のグラフが示しておりますとおり、農用地が減少したうちの多くは森林などに変わっております。

また、真ん中の円グラフを再度ごらんいただきますと、一方で住民が消滅したという状況にもかかわらず、8割以上の農用地は農用地として維持されているという現状があることにも留意が必要かと思われまます。必ずしもすぐに林地化するわけではないという側面もございます。

5ページでございます。これは過去に無住化したと思われる地点の土地利用の状況を分析したものでございまして、西日本のある県、ある地区のデータでございますが、左側が1991年、右側が2014年の比較でございます。上のほうの黒い点線で囲ったところでは、緑の水田が一部減ってはいますが、まだ維持されているところがある。他方で、真ん中の赤い点線で囲まれたところにつきましては、ほとんどが林地化して、一部はオレンジの荒地になっているという状況です。それから、下のオレンジの点線で囲われたところを見ますと、建物や近隣の農用地も消滅しまして、林地化しております。

以後、この後の資料でございますが、追加で今回初めてごらんいただくものでございます。

全国各地でメッシュ比較によりまして人口減少の著しい地点を抽出いたしまして、その地での土地利用の変化を探ってみました。そうしますと、さまざまなバリエーションがその後の展開としてあるということが判明いたしました。

まず6ページでございます。北海道某所でございますが、無住化から10年以上経過しているにもかかわらず、これは多くの農地が改良・維持されておまして、むしろ農地の面積が増加し、荒地が減少しております。実際には、この写真の外の近隣地区に住戸が移転しつつ、農作業に通っている状況と想像されます。

続いて7ページでございますが、東北地方某所で、中心部の無住化から20年以上が経過いたしまして、ほぼ無住化なのですが、ここは農地の多くが林地化しております。

次に8ページ、中部地方の某所でございますが、集落の辺縁部から無住化が徐々に進んでいるわけでございますが、林地化がここでは進んでおまして、むしろ裸地、荒地は減少しているという状況でございます。

次に9ページ、中国地方某所でございますが、大規模な農地が順次無住化していきまし

て、棚田なども消えていっているわけですが、林地化が進んでおります。また、放牧地を伴う農業施設が立地したことに伴いまして、国土数値情報上は荒れ地が増加しております。

次に10ページは九州地方某所の事例で、無住化が徐々に進んでいるところでありますが、農地はおおむね維持されておりまして、他方、森林については一部裸地化が進んでいるという状況でございます。

次に11ページでございますが、これも新しい資料でございますが、適切な管理を続けることが困難な土地ということをお示ししておりますが、これを考えます上で論点の1つと私どもが考えておりますのは、将来的に無住化する可能性が高い集落の周辺の土地利用の持続可能性をどう確保していくかという点でございます。この論点への対応を考える上では、中山間地域などの地域構造がどのようになっている、今後どのような範囲で無住化が進んでいくのかということについて、事務局から私どもの考えをイメージでお示しするものでございます。

第2次国土形成計画におきましては、中山間地域などの集落地域におきましては、生活サービス機能を今後も維持していくために、「小さな拠点」を初めとする多層的な地域構造を構築するということとしております。これが11ページの左下のイメージでございます。

ここで、「小さな拠点」の上に緑の四角で囲っております「集落」というところ、この個々の集落に着目して、さらに考えてみますと、右下の図のように、さらに小さな居住地というものが多層的に存在しているであろうということをお示ししております。この規模感、住戸の個数は地域によっても異なってくるものだと思いますが、おおむね、「小さな拠点」とまではいけない中心的な居住地、10戸から20戸程度とお示ししております。その上にいきまして数戸程度の周縁部の居住地。さらに上にいきますと、1戸か2戸程度の限界的な居住地と申し上げられるかと思っております。分類上は、さらに4番目として無住になってしまったところ。この②と③と④、今申し上げたところは、将来的に無住化する可能性が高い、または既に無住化しているというふうと考えられます。

こうした、集落の辺縁部と位置づけておりますが、こういったところが無住化した場合にも、やはり国土の荒廃を避け、持続可能な形で国土管理を実現していくためには、この右下の赤囲いで書いてございますが、集落内の多層的な土地利用の継承といったものに着目することが必要であると考えております。

次に12ページでございますが、これも新しい資料でございます。持続可能な国土管理についての選択のイメージをお示しするものでございます。

1つ前のページでご紹介しました、多層的な土地利用の継承と申しましたが、これにもやはり距離的には限界があると考えておきまして、集落の辺縁部が無住化した場合ですと、その周辺の土地につきまして、例えばどういう選択をとるかということで、近隣集落による農地の維持、または牧草地などにして粗放的な管理を行う、または林地化によって森林としての管理を行っていく、または自然に返すことによる生態系の保全、こういった、荒廃を避けるための選択を考える必要があるのではないかと考えております。そのため、このような集落の辺縁部におきましては、将来の人口構成、人口配置、それから持続可能な土地利用につきまして、地域で議論することが重要と考えております。

今回、事務局では、こういった中山間地の辺縁部をお示ししているわけですが、これは実態としても管理されない土地がふえているであろうということと、時間軸で考えましても、ほかの地域に比べまして短期での増加が想定される、また外部不経済の発生が想定しやすいといったようなことから、代表的な事例として説明をしておりますが、もちろん、この1年間、今後の議論を中山間地に限るという趣旨ではございません。その点にご留意いただければと思います。

次に13ページでございます。これは前回の資料にも含めておりましたが、議論のスタートといたしまして、事務局の考える現状と課題でございます。

2050年には無居住化するところが2割近く出てくるおそれがあるということで、今後適切な管理が行われない土地がさらに増加するおそれがございます。また、適切な管理がされない土地につきましては、アンケートに見られるように数多く存在いたしまして、このページの①から④にございますような外部不経済がさまざまなものが認識されております。

一方で、実際の市町村のアンケートでも見られますように、市町村レベルで2割から4割が、不経済が発生しているかどうかといった点も含めて把握できていないという現状がございます。こういった状況ですので、今後もさまざまな不利益・外部不経済が気づかないうちに生じて進んでしまうというおそれがございます。

そこで14ページでございますが、今後の検討の方向性のたたき台といたしまして、この適切な管理を続けることが困難な土地につきましては、多くの課題が存在し得るということで、以下のような方向性に沿いまして、第9回以降の国土管理専門委員会において検討されてはいかかかということの提案でございます。

まず1番目が、適切な管理がされていない土地の把握が必要でございまして、関係機関

の調査結果の集約や、市町村へのヒアリングなどを行いまして、把握を試みてまいりたいと考えております。

先ほども少し触れましたように、中山間地域の事例を出しましたが、適切な管理を続けることが困難な土地というものは必ずしも無住化地域に限らず、それぞれの地目におきましても発生しているものと考えられます。例えば一例では、都市部においても管理されていない土地や、また平地の集落、漁村などといったほかのところも対象になり得るものと考えております。

それから2番目、外部不経済に関する因果関係の把握といたしまして、ここに挙げた鳥獣被害、虫害といったものが地目を越えて発生することが考えられますので、その土地の管理状況との因果関係も含めて、外部不経済に関する分析・把握を検討していく必要があると考えております。

3番目に、適切な管理のあり方についての検討ということで、現在、新しい法案、法改正ということで、農水省による森林管理の法案などを初めとして、さまざまな対応が進みつつありますので、こうした状況も踏まえまして、管理主体のあり方、外部不経済を生じない適切な管理のあり方について検討していくことが必要であると考えております。

また、これらの検討に当たりましては、人が居住している地域と無居住化が進んでいる地域といった場合分けも意識しながら、外部不経済や適切な管理のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

先生方のほうからも、もしほかの場合分けの切り口、考え方がございましたら、そういったご意見も頂戴したいと考えております。

説明は以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今ほどの議事、資料6に基づいてご議論をお願いしたいと思います。資料1のところに、本日ご議論いただきたいポイントとして、まさに14ページ目の内容でいいかということと、それから今、室長が言われたように、何かほかの切り口、あるいは視点等があればそれをご指摘いただきたいということです。どなたからでも結構ですので、余します。

【中村委員】 まず質問いいですか。ちょっと教えてください。

2割ぐらいの方々が実際に外部不経済というか、課題が起きていないというふうに答えておられましたね。それは適切な管理をしていないにもかかわらず起きていないという回

答なのか。

最初のところで、3ページのこの部分、把握していないはいいのですが、不利益は生じていないという方も結構おっしゃられますよね。その理由をちょっと教えてほしいのと、あとは、粗放的という、事例の中にありましたよね。日本の農業において、ヨーロッパではよく聞くのですが、いわゆる粗放的な農業というのは実際にモデルとしてそんなにあるのか。勉強不足で知らないものですから、いわゆるインテンシブとエクステンシブと、よくヨーロッパ系の文献などを読んでみると聞こえてはくるのですが、ヨーロッパ系はEUの中の分担の中で、粗放的なやつをドイツがやるとか、そういうのは何となく知っているのですが、日本の中でそういうのって、本当に実際の選択肢としてあり得るのかどうか、もしわかったら教えていただきたい。

それから、先ほどちらっと森林環境税の話がされたと思うのですが、ああいった議論もこの委員会の中の、あれも、森林にいて申しわけないのですが、どういう形で使っていくのかも、実は自治体に配られるとか、いわゆる津波の課税分だけがなくなるときにそれと同じ額が行くとか、そういう外側のことは知っているのですが、本丸の、一体どんな使い方ができるのかがよくわかっていないんです。だから、今のこの議論は政策的には結構、中山間地の問題を解決する重要な財源になっていくような気がするので、そういったものもこの中に含まれてくるのか。この会議の中で議論する内容になるのか。

【中出委員長】 3点ご質問がありました、お願いできますか。

【国土管理企画室長】 アンケートの部分は後ほどお答えさせていただきます。

粗放的な農業につきましても、私どももまだそこを踏み込んで研究したわけではございませんので、今の時点ではお答えすることはできません。

それから森林環境税なり、森林についての経営のあり方を、今まさに法案と一緒に農林水産省のほうから出されて、その前提としての検討もかなりされてきたことと思いますので、そのものの議論というのは私ども、この専門委員会でも、森林経営そのものにかかわるようなことは踏み込めないかなと考えておりますが、やはり将来を見据えて、管理が行き届かないのではないかといった観点から、もちろん森林に限らず、平場でも農地でも、行き届かなくなるおそれがあるというところは議論の俎上に大いにのせていただければと思います。

【中村委員】 ありがとうございます。きっとそうだろうなと思ったのですが、であるならば余計に、どんなことに使えるのかが。あれって自治体に渡されますよね、たしか。

どういう用途として、例えばここでの議論みたいな、先ほど言っていた、放棄されると森林が荒れてしまうものに対して、どうやって管理していくかといった議論まで。

だから、今日でなくていいですが、内容をきちんと教えていただけると、この中で、そういう財源もあるのかということを知ることができると思うので、よろしくお願いします。

【課長補佐】 済みません、先ほどの質問で1点、アンケートだけお答えできていないので、私のほうでお答えさせていただきます。

このアンケートの聞き方なのですが、適切な管理がされていない土地がある場合に、外部不経済が起きているような事象はありますか、ないですか、という聞き方だけになっていますので、その結果「ない」という回答になっているのですが、実際、「ない」と答えた土地、管理されていない土地がどういう土地かというのをヒアリングすることが、外部不経済が起きていない土地というのに非常に重要になってくると思いますので、今後検討していく中で、そういう、外部不経済はないと答えたような市町村に対して、その管理されていない土地というのは具体的にどういう場所、土地、特性なのかというのを聞いていきたいと考えております。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【中村委員】 はい。

【専門調査官】 今、森林経営管理法の話等をいただいたところですが、やはり、これから1年間議論していくに向けては、今、管理されない土地に関してどういう制度が検討されていて、それぞれの制度がどういう効果があるのかということ、我々が俯瞰した上で議論していく必要があると思っています。

今、国会でまさに審議されている状況でもありますので、またその辺の状況を見ながら、各省の協力もいただきながら、今の制度の全体像を俯瞰するところを我々事務局で整理し、次回なりでやっていく必要があるかと思っています。

【土屋委員】 いいですか。森林環境税もしくは森林環境譲与税について、実は去年総務省でやった委員会に出ていたもので。

多分、全貌は事務局のほうからちゃんとお答えしていただいたほうがいいと思うのですが、私はここでも議論していいというか、したほうがいいんじゃないかと思っています。つまり、当然林野庁のほうでも、法案ができた後に、それを実際にどう運用していくかというのは、1年ぐらいの間はかなり一生懸命議論しなくてはいけないのですが、今のところはかなり、森林経営管理法のほうでいくと、管理できていないのを意欲と能力のある林

業経営者に移譲して、そこでしっかり人工林として経営してもらおう、つまり収益性の上がるほうに経営してもらおうというほうがどうしても中心になってしまって、逆に言うと、本当はそこではじかれた、つまりこれは市町村が管理しなくてはいけないことになっていて、場合によっては人工林から間伐と多間伐、かなり強度に間伐をして、むしろ天然に戻していくという過程も含むのですが、そちらのほうはどうしても少し後になってしまうんです。そうすると、国土管理のほうからいくと、そちらのほうも当然重要なわけで、それをこちらの場で、違う観点から見るとは非常に重要だと思っています。

かなり実は、使途はたくさんの使途がつけ加わっていますので、いろいろなことができるようになっていきます。

【中出委員長】 ぜひ、じゃあ仕切り直しの9回目当たりに法案が成立していればそれに越したことはないのですが、そのときに、森林の部分だけではなくていろいろなもの、他省庁のものを含めて、適切な管理がなされていない土地にかかわりそうな法制度、少なくとも国が関与している法制度が俯瞰できるようにしておいていただいて、それを全部ここで扱うかどうかは別として、少なくとも土地にかかわって、土地をどうしたいということに関係するようなものの制度は、一応わかっておいたほうがいいかと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

【広田委員】 2点あるのですが、最後の14ページの今後の検討の方向性はこれでもろしいかと思います。その中で、全てにかかわると思うのですが、最後の落としどころとして、適切な管理のあり方というのを、私はやはり幾つかのケースに分かれるだろうなというふうに、今の時点でも思っていて、その幾つかに分かれるケースの1つとして、放置というか、自然のせいに任せるという方向性があつたほうがいいし、現実問題として、実は放置されているところが少なくない実態があると思うんです。

問題は、外部不経済が生じるかどうかだと思うのですが、先ほど、今日の資料で見せてもらった、谷の一番奥のような、ああいうところではもう放置されてそのままというところが結構多くて、誰も困っていないんです、はっきり言って。流域全体から見ればごくわずかな土地なので、例えばその水田がなくなったとしても、水田涵養機能が減少したなんていうことはあり得ない。

それで、実際としてはそのまま放置して特に不都合が生じない土地というのがかなりあるわけですから、そこを、放置という言い方はよくないので、計画的撤退とか、上手な言

葉を使えばいいと思うのですが、その選択肢というのはやはりあるべきであろうと。

ただ、その前提として、現状とか対応状況とか外部不経済について、それなりにちゃんと調べてというか、事例的に調べて、外部不経済がこういう場合はあまり生じないのだというところを、因果関係を明らかにした上でそういう選択肢を設けておいたほうがいいだろうと思います。

恐らく、外部不経済のうち、要するに大分離れた奥地のところの住宅だとか農地が林地化しても、鳥獣被害とか虫害というのは周りにそういう耕作地がないのであまり想定できないのですが、あるとすればやはり不法投棄関係かなと思います。ただ、どういうところが狙われるかというのがちょっとわからなくて。ある程度道路が通れないとだめなので、そこのところはあると思いますが、そこら辺もちょっと現状把握が必要かなと思います。

第2点は、中村委員の質問で粗放的農業なのですが、定義的なことを言えば、対面積当たりの投下労働時間の大小であって、切れ目はいろいろな切り方があるのですが、日本の場合、普通、粗放的な利用といえば牧草だとかああいうものですね。デントコーンを植えたりだとか。

【中村委員】 北海道は、じゃあ多いですね。

【広田委員】 はい。粗放的な利用ですね。粗放的というのは悪い言葉じゃないですから。集約的というのは、やはり対面積当たりの労働時間を非常に密なあれで、切れ目をどこに置くかというのはいろいろあると思うのですが、一番典型的にはやはりハウスだとかそういうものであって。

牧草は粗放的土地利用ですね。悪いことではないんですよ。当然、そういうのが、組み合わせの問題ですから。まあ、回答になっているかどうかはわかりませんが、参考までに。

【中村委員】 はい。ありがとうございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。1点目で、広田委員のイメージというのは、事務局から12ページ目に、自然に返し生態系を保全というのが一応出ていて、ただ、一応4つの案があるけれど、こうしたときに、少なくとも右の2つで、林地化すればいいのかもしれないですが、一番右側の、自然に返したときにそれによって生じる外部不経済があって、そちらのほうが全体のコストとして高いようではまずいと思うので、私としては気になるのは防災で、要するに土石流が出てくるとか、新潟県の平成17年の水害は、上で山が全部、材木が山のように落ちてきて、それで川が詰まったとよく言うので、そうい

うことを考えると。

ですから、外部不経済というのを、若干しんどくても守らなければならないところは何かの形で守らなければいけないというような、そこらあたりの議論を来年ぜひ、させていただければと私も思っていたところです。

粗放的農業って、新潟県には栗林がいっぱいあるのですが、栗林はほとんどほったらかしで、いっぱいありますよね。だけど秋になると観光農園で、何にもやっていないのにもうけているようなところがいっぱいあるので。一時期は横浜あたりでも、税金を取られるから栗林にしておくというずるいのがありましたけれど、今はそういうのではなくて、本当に、リンゴとかみたいにめちゃくちゃ人手がかからなくていいものとしてはいろいろあるのだと思うので、そういうものも含めて、ぜひ議論していただければと思います。

【広田委員】 済みません、一言だけ。この図でいうと、私のイメージはこの第5のパターンがあるのではないかということで、例えば自然に返し生態系を保全というのは、これは手間がかかります、はっきり言って。例えば水田は非常に豊かな生態系だし、草地もそうなのですが、それをそのままとっておくというのはすごい手間がかかるので。

だから、私が言う意味合いで放置というのは、もう手間をかけないということなので、林地にしても、林地として管理するのは手間がかかりますから。だから、管理しなくてもいい土地という、そういうカテゴリーがあってもいいんじゃないかということです。

【中出委員長】 わかりました。もう一個右側に。

【広田委員】 はい。もう一個右側に。まあ、これからの議論だと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。

そういう点でいうと、今、外部不経済の点で幾つかご指摘もいただきましたし、本当にその切り口が外部不経済だけでいいのかということも、もしかしたら出てくるかもしれませんが。

あと、実は私、下打ち合わせのときに、これはみんな中山間地になっているけれどそうなのかなと。小さな漁村とか、人がいなくなっているところいっぱいあるけれど、と言ったら、外部不経済が生じていないならそのまま放っておいてもいいんじゃないですかと言われたのですが、私は水産はよくわからないので、外部不経済が何が生じるのかもよくわかっていないので、そこらあたりは、ここにおられる方は皆さん農学部ですが、水産が専門ではないとすると、そういう方にちょっとゲストに来ていただくというようなこともあるかなとは思っていましたし、実際には、里山系は何とかなるかもしれないですが、こう

というようなところで奥山も抱えているところと、それから、本当に平場で大丈夫なのというのがありますよね。

だからその辺も、ちょっとまた委員の皆さんから、こんなところは危ないんじゃないのというアイデアを、9回目の委員会が始まる前に。今日ご指摘いただかなくても、それまでにちょっとアイデアをいただければ、それでいろいろと事務局に調べてもらおうかと思っていますので、いかがでしょうか。

お願いします。

【山野目委員】 資料6の中で、今委員長がお挙げになった①から④までの4つがあって、広田委員から⑤があるのではないかと。⑤というのは、管理しなくてよいという仕方の管理というものを考えると。最初の発言では「放置」とおっしゃったのですが、ご自身は放置はよくない言葉だねと自白した上で、管理していないという管理が適切な管理でしょうというお話があって、僕はその⑤のところ、実は、④までに挙がっている粗放的な使用の牧草地も、最後に挙がっている自然の生態系に戻すという話も、だけどそのスーパーモデルの形態として⑤があるのだろうというふうに思っていて、広田委員にまさしくそれをおっしゃっていただいたわけなのですが、そのことをここで考えていかなければいけないのだとすると、資料6の論点整理の一番最後のところに出てくる適切な管理のあり方の「管理の主体」のところを、いろいろ考え込まなければいけないので、①から⑤まであって、⑤のような究極もあってよくて、ある種理想だよねというのを語るのはいいのですが、どういうふうな手順で誰がプレーヤーでそこに行くんですかということを考え込んでいかなければいけないだろうと考えています。

そういうふうに考えていったときに、この論点整理でいうと「管理の主体」という言い方になるのですが、もっというと、「自然が保有する土地」という観念を、これからの日本の土地政策や国土政策上、新しい概念、観念として発見していかなければならないのではないかというテーマがあるような気がいたします。

現在までの思考ですと、どうしても放っておくと、誰のものでもない土地は国のものでしょうとなっても、国のものだというと、通常思考では国有財産法が定める行政財産などとして、典型的には財務省が管理することになるのですが、いかんせん、最適な管理で最適な処分をしなければいけないという思考に傾いていくのですが、そうではなくて、先ほど委員長がおっしゃったような防災のような観点から積極的な危険を生じさせなければ、特に別に頑張って、何か歯を食いしばって最適な管理とか最適な処分をしなくてもいいの

ではないかと。具体的な所有の形態は制度的にもっときちっと洗練させなくてはいけないのですが、ざっくりエスプリを言えば「自然が保有している土地」というような観念を、これから発見していかなければいけないのではないかと。

奇想天外なことを申し上げているのではなくて、実は今でも日本の領域の海水面はそうですよね。あれは自然に公のものとして書いて自然公物の概念で理解されるのですが、あの概念のいわば現代的な汎用性をいろいろな場所で考えていかななくてはいけなくて、ここでの政策の積み重ねもその1つのヒントが得られる場所になればいいというふうに感じます。

もちろん、「自然が保有する」というのを、みんな勝手に、自分は自然に投げ出すよと言いつつ出すとコントロールのできない状態になるので、それをまさにどうやって適切にビジョンを示して、政策として誘導するかということが、ここでも知恵として求められているのではないかと感じました。

【中出委員長】 ありがとうございます。⑤の仕組みを考えると大事なご指摘だと思いますので、ぜひ、そのあたりをもとに組み立てていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。一ノ瀬さん、お願いします。

【一ノ瀬委員】 今、お話しいただいているような話、特に今、⑤ですか、個人的にはずっと前から撤退というような話をやっていたので、まさに私のど真ん中のところになってきたなと思いつつあるのですが、そんな中で、例えば例としては国立公園だったり、自然環境保全地域だったり、そういったところに組み込んでいくというのものもあるんじゃないかなと思っていて、それはこれから議論していくというか、具体的なものを見ていく必要があるかなと思います。

そういう意味では、論点という意味ではこれでいいんじゃないかなとは思ったのですが、ちょっとお願いというか検討いただきたいのは、例えば今日、場合分けが、今議論になっているのは12ページなのですが、その前の11ページを見ると、もちろん、完全放置みたいなことも当然あり得ると思うのですが、もう一方で、この11ページの左側の下の図を見ると、この「小さな拠点」が機能するという前提ではないかなと思って伺っていたんです。

ところが、ご承知のように、2050年に向けて2割が無住化していくわけです。そうすると、やはり無住化していくと予想される場所がどういうところに分布しているのかということを見ないと、どこの議論をしているのかわからなくなってしまうのではないかなと。逆に、この「小さな拠点」と想定するようなところが、実はかなり危機的な

状況になるのではないかというのが私の危惧でもあるんです。そもそも、どういうところが「小さな拠点」なのかというのも、ちょっと考えなければいけないところではあるのですが。

そういう意味で、多分ターゲットは2050年だと思うのですが、もう20年が近づいていますので、そんなに遠くではないですよ。なので、やはり無住化する場所の分布みたいなものをちょっと見ていただく必要があるかなと。それがどういう、どのぐらいの分析をすればというのは、今すぐは私も申し上げられないですが、そういった全体像の中で、やはり無住化するところからとんでもなく遠いところは何らかの管理、粗放な管理ですら難しいと思うんです。それが多分、地域によっても相当変わってくるのもあるでしょうし、インフラの整備状況も違うのではないかなと思うのですが、例えばですが、国土数値情報の中にあるものだったら、例えば小学校区ぐらいのところからの範囲で見てみようとか、いろいろアイデアはあり得ると思うんです。

いずれにしても、ある程度そういうデータと、どんなふうになるのかという可能性の議論と、両方が必要かなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

多分、4ページにある、過去に無住化したというのは、これは事実として出せるけれども、ちょっとナーバスな部分があると思いますが、今後無住化しそうなところをどう考えるのかというのは、このスケール、これは多分1,000万分の1ぐらいのスケールだったらやってもいいかもしれないのですが、具体の政策を練るときにはもうちょっと拡大しなければならぬような気がするので、そのときに、今、一ノ瀬委員の言われた、頼りになるべき「小さな拠点」、基幹集落とかそういうところが危機的なのかということについては、前もって、次のときまでに、何かそういう前さばきとして基礎資料をつくっておいていただくとありがたいかなと思います。

私の住んでいる新潟県の状況でいうと、少なくとも知事が指定する指定集落とかの程度であれば、30年、50年はもつのではないかなと思うのですが、もうちょっとちっちゃな規模の、50世帯とかぐらいになるとだんだん危なくなってくる場所も出てくると、それは地形との関係もやっぱりありますよね。と思うので、どういう場所にあるのか、農林業センサスでの集落の種類とかそういうのも含めて、ちょっと、いろいろと考えていただければと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。今日いろいろ言っていただくと、やれることはみんな次の委員会までに、やれることはですけれども、アイデアとして。フレームをつくるときにも、やはりいろいろな意見をいただいておりますので、ぜひ忌憚のないところを何でも。

お願いします。

【大原委員】 大原です。外部不経済を検討するスコープと申しますか、考え方の1つとして、外部不経済が出てくる期間がどれだけかというのがあると思います。雑草の繁茂とかはひと夏で、もう雑草がぼうぼうに出てくると思いますが、景観の悪化とか水源涵養機能の低下とかだと、結構な時間がたって発現してくるものかと思えます。また、防災とか廃棄物とかだと、いつ起こるかわからないので、常に備えなければいけないようなものです。外部不経済をカウントするものの時間の考え方がばらばらになっていて、どこをターゲットで回答者が思い浮かんだかというので、あるとかないとかが違っているかなという気がするんです。これは自由回答からの抽出ということで、選択肢で必ずしも出している○×をつけているのではないんじゃないかと思われるので、そうすると、その回答者の質問文に対する理解の違いで回答に差が生じているような気もしています。

ですので、この場で議論する外部不経済というのがどのぐらいの発言時間のものかを考えようとしているのかというところを、少しはっきりさせておくと、議論が明確になるかなと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

時間軸の話と、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、広田委員ですかね、空間としてあまり奥だったら関係ないという、空間の範囲の問題もあると思いますので、そのあたりを整理してもらえればと思いますし、もはやこのアンケートをもう一度かけるというのは無理かもしれませんが、答えてくれた自治体に幾つか、もう一度ヒアリングで、これはどういうことですかというのを集めていただいてというようなことはできると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。はい、お願いします。

【飯島委員】 最初に法制度の全体像をお示しいただけるといってお話でしたが、そのことに関連して少し申し上げます。

森林経営管理法案についてはまたお話があるということでしたが、既に農地バンクもあ

りますし、鶴岡市でのランドバンクのお話も伺いました。いわばバンク型の行政手法としてそういったものがどのように意味づけられるのかということに、私自身は関心を持っております。

バンク型だけでなく、さまざまな管理の仕方があると思いますが、既存の仕組みを類型化することは可能なのか、また、それらがどの程度の一般性、汎用性を持っていて、この委員会がこれからターゲットとしようとしている土地について、どの程度の応用可能性を持っているのかといった分析もお願いできますとありがたく存じます。

その際に、経営ということが成り立つような土地であれば、事業者、経営者とのいわば公私協働という把握もできるかと思いますが、それができないという場合には、例えば森林については市町村が出ていく、そうなりますと、様々な計画を策定すること自体からしてもかなりの負担になりますので、こういった点でのフィージビリティや実効性を考える必要があるかと思います。また、土地所有者の所有権という考え方自体変えなければならないという貴重な示唆をいただきましたが、それでも、土地所有者、いわば名宛て人との関係を踏まえた分析もなお必要とされるのではないかと。そうした点からの検討もお願いできますとありがたく存じます。

以上でございます。

【中出委員長】 事務局から何かアイデアはありますか。なかなか、バンク型って、多分使える土地じゃないとバンクにならないので、ちょっと、視点としては考えておいていただくとして、多分何かのオプションになるのかもしれないですけども、そのあたりと、それから、多分フィージビリティの問題というのは、バンク型であろうがなかろうが、それは先ほど広田委員のほうからも、ここに書いてある4つは全部手間がかかるということかというと、手間がかからないのが一番、フィージビリティ自体は高いのだと思いますが、どうやって実際にやっていくんだという話も、ちょっとそのあたりでいろいろ分析していただければと思います。

それから僕のほうからも、これは適切な管理がされていないと答えたり、土地があるとかいうのは、市町村の規模によって全然その問題意識が違うと思うので、これ、クロス集計は簡単にできますよね。市町村規模で。ちょっとそこがあると、大分読み方も変わってくるのではないかと。そればかりやってほしいとは言いませんけれど、小さな規模の自治体、要するに建設課もなく、企画課が全部の部局を全部見合っているような、そんな小さな町村もありますし、非常に国に近いような、縦割りに近いような組織で各部

局を持っているようなところだったり、これはアンケートをかけたのは多分企画部局だとすると、全部の答えが出てきているかどうかともわからないところもあると思いますし、そのあたりで、市町村規模別みたいなものも、ちょっと分析しておいていただくとありがたいかなと思います。それが結局フィージビリティにつながる部分かもしれないし、担い手をどうやって育てるということもかかわってくるかもしれないので、ちょっとそこらあたりをお願いできますでしょうか。

ほか、いかがでしょう。お願いします。

【土屋委員】　　ちょっととりとめのないことを言うことになると思うのですが、1つ、こういう適切な管理とか、もしくは管理を放棄されているとかいうことを考えるときに、どのぐらいの時間のスパンで考えているかというのがちょっと気になっています。

つまり、恐らく人口がふえてきた近世以降、江戸時代以降であると、どんどんどんどん、一定の村落が上に上っていったところだと思うのですが、その前の段階、中世ぐらいになってくると、もちろん山村のあるところもあるけれど、全体としてみるともっと人口が少なかったわけなので、そのときの水準まで考えてしまえば、ほとんどのところは普通に、それこそ人間の領域ではないところがずっと多かったはずで、ちょっとその辺で、歴史的なスパンで、こういう管理の問題というのはいまさら考えなくてはいけないのかなと思っています。

つまり、国土管理というのを考えるとすると、やはりそういう長期的なスパンも必要になってくるのかなと思いました。そういったところでいくと、実は先ほど山野目委員が言われた「自然が保有する土地」という概念も、すごく衝撃的で、これは、私はやはりそれも、言ってしまうとパブリックランド、公有地の1つだと思うのですが、いわゆる国有地としてしっかり管理するのではないような、そういう公有というよりはパブリックランドのあり方みたいなものが、これから先、やはり考えなくてはいけないのかなと。それを考えるのも、もしかしたらこの委員会の任務なのかなと思って、わくわくすると同時に大変だなと思ったところです。

あともう一個、今のとは全然レベルが違うのですが、外部不経済の話があって、13ページに4つの実際の外部不経済の例が出ていますが、これは何となく、私のイメージでは、それが間違っているかもしれないのですが、もう少し下のような気がしています。

これはさっき広田委員も言われていますが、本当に消滅しそうなのは、実は例えば獣害のフロントなんかはもっと下に行っちゃっているんです。既に獣害のフロントを乗り

越えていってしまった、言ってしまうと動物の領域の中に人間が点々といるのが、もう今は消滅しようとしているところで、同じようなことは恐らく不法投棄や防犯にも言えていて、もう少し下の人里に近いところで、恐らく不法投棄は起きていて、不法投棄すらも起きないようなのが、今消えかかっているようなところだという気がするんです。景観の悪化についても、恐らくその辺のところは既に十分景観的にはなじんでしまっていて、あまり問題ではない。

つまり、ここで問題にしているようなところは、実はもう少しフロントは下のほうの、それこそ先ほど委員長も言われたように、中山間もしくは平場の近くまで、もしかしたら都市近郊まで行ってしまっているのかもしれないですが、そうすると、不経済の根拠にしている場所と、実際に消えかかっているところが違っている可能性があって、その辺も含めて全体的に考える必要があるのかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今の、もっと上のほうでは起きていないのではないかというあたりで、①から④以外も含めて、少し外部不経済という切り口でいいのかということも含めて、今、実際にこういう問題が起きているのは、確かにもうちょっと、里山との境界線あたりのところで、その気になれば管理はできるのではないかというご指摘だと思いますので、そこらあたりも含めて検討していただければと思います。

このラウンドでご発言をまだいただけていない浅見先生、もしよろしければ。なければないでもいいのですが。

【浅見委員】 どちらかという中山間地域をメインにこの資料はつくられているのですが、もう少し市街地的な部分、ないしは郊外部分も入れる必要があるのかどうか。入れないというのも1つの選択だと思うのです。これも無住化の問題なので、これを集中的に議論するというのは非常に重要なことだとは思いますが、もしも外部不経済ということを見ると、やはりもう少しそういうところのほうが、実は外部不経済にしても大きいような気がするんです。

特に郊外で、例えば庭つき郊外一戸建てみたいなのをせっかく買ったという人たちが、実際には子供たちがそれを受け継いでくれなくて、どんどんどんどん空き家になってきて、下手するとそういうところのほうが実は無住化の問題があるかもしれないわけです。

ただ、そういうのをここで議論すべきなのかどうかはちょっとわからないので、そこは

整理しておいていただいて、もしするのであればもちろんいたしますけれども、すべきでないときにそれをするとまぜこぜになってしまうので、ちょっとそこは交通整理が必要かなと思いました。

【中出委員長】 ありがとうございます。

そうですね、ちょっとこれ、中山間地域に偏っているというのは確かなことで。ただ、適切な管理を続けることが困難かどうかというところと外部不経済と、その両方の観点から、首都圏の郊外であったり、あるいは富士山麓あたりにある上等ではない別荘地とか、そういうのがいっぱいありますよね。たどり着くことはできるんだけど、という。要するに、都市計画区域外だから2メートルの道路にしか接せないという、軽トラしか入れないようなところで別荘地開発してしまって、もうどうにもならないというようなところは世の中にいっぱいあるわけで、そういうところも含めて議論するのかというのは、ちょっとそこは、事務局でまず仕切り案をつくっていただいて。浅見先生は必ずしも入れろと言っているわけではないけれど、議論がごちゃまぜにはならないようにということで、ある程度の部分は僕も入れてもいいかなとは思っているところもあるのですが。

要は、人口が減少したときに、人間が使うべき土地が減っていったときに、それを管理できない土地をどう残していくつもりなのかといったときに、管理できるのだったら、今年度までの議論でいいのだけれど、本当に管理ができそうもないところは、郊外であろうが別荘地みたいなところであろうが、本当にあるのならそれは俎上にのせたほうがいいかもしれないので、ちょっとそこらあたりは、実態とも照らし合わせて、どうするかというのを考えていければと思います。

ちょうど皆さんから一言ずついただいたので、本当はこれは実は(2)のほうでもっと意見をいっぱいいただきたいというので、(1)は少し少な目と言われていたのですが、(1)もいろいろ重要なご指摘をいただきました。

それで、今の2番目の議論については、もう少しこんなアイデアもということがあると思いますので、それはもう事務局に、宿題としてまた言っていただくという形にさせていただきますので、今日はもう1つだけ、形式的なのかもしれませんがその他というのがありますので、申しわけありませんが(3)のその他に入らせていただきたいと思います。

もう僕は司会をしなくていいと思うので、事務局に戻します。

【課長補佐】 ありがとうございます。議事(1)(2)のご意見を踏まえて、事務局のほうでしっかり対応していきたいと思います。

最後になりますが、本日、「2018年とりまとめ」の2カ年目のとりまとめの締めタイミングでございますので、一言、国土政策局長の野村よりご挨拶をさせていただきたいと思っております。

【国土政策局長】 まずもって、半分ほど不在になりまして、遅参して申しわけございませんでした。

本当に、最初の第1年度からするとまさに8回ということで、そしてこの第2クールが4回、本当に毎回毎回活発なご議論がありました。そして、とりあえず第2クールのとりまとめということで今日に至りましたことを、まずもって感謝申し上げたいと思っております。

いうまでもなく、今回の3カ年度にわたる、同一テーマについては、これは人口減少化における国土の適切な利用・管理のあり方ということで、もうおさらいですが、初年度は国土利用計画の特に市町村計画というアプローチでそのあり方を考えた。それでまさに今回は、人口減少下の持続可能な国土の利用・管理のためにということで、今回ほぼとりまとめができた。それこそ、今の資料6ではありませんが、3年目につきましては、管理が困難な土地の管理も踏まえた、まさに、世界に入っていくということで、一番多分難しい、今のお話の中でも、たとえていうとスコープをどう設定するのか、時間軸をどうとらまえるかということ、それから、多分一番こういう、今の話は奥地には限りませんが、かなり個別性のある議論、例えば集落の形態であるとか地形であるとか気候であるとか、さまざまな植生であるとか、そういったものもかなり実は多様性がある中で、そういったものに共通する議論と、それからまたあるいは個別性を踏まえなくてはいけない議論があるかもしれないし、本当に、一番多分難しいところに今後入っていくのかなという感じがしておりますが、いずれにしても、引き続いてのまたご指導を賜ればと思っております。

注意しなくてはいけないことは、実は先ほど、「小さな拠点」の、まさにこのイメージをどうとるのかということからの、そこからまた敷衍していろいろなことを考えなくてはいけないのですが、「小さな拠点」のあり方自身も、まだちょっとあまり足腰がしっかり固まっていないところもあつたりします。

実は「小さな拠点」というのは、国土というよりはむしろ生活を支えるさまざまな生活支援機能をどう維持するかという、サステナビリティをどう担保するかというふうな切り口からも、国土形成計画上も設定された1つのテーマではあるのですが、そうしますと、これも何回も言っていますように、他の専門委員会で議論されている事柄との相互の関係性をどう担保するかというふうなことも、特にそれぞれ今、3年の計画で議論をいた

だいていますので、最終年度にうまくそこら辺の整合を図りながら、こっちとこっちで全然違う方向の話をしてはいけないので、そういったことも図りながら進めていくということでもありますので、これは私ども事務局がしっかりしなくてはいけないことでもございます。

したがって、第3クールの初回になります次の会議、今ほどご議論があった中で、極力可能なことについては、少し深掘りのデータとかそういうところもお示ししながら、キックオフをしていくことになろうと思いますが、いずれにしましても引き続き、30年度といえましょうか、第3クールの議論にまた入っていきます中で、相変わりがせずまたさまざまご指導を賜ればと思っております。

まずは29年度、30年度に入ってしまったが、この4回のとりまとめを無事にここまでたどり着いたということで、中出委員長を初めとして、本当に各委員の先生の皆様方に改めて感謝を申し上げて、引き続きのまたご指導をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【課長補佐】 予定の時間となりましたので、これを持ちまして本日の国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第8回の会議を終了したいと思います。ご熱心なご議論を賜りましてありがとうございました。

本日の会議の議事録については、委員確認の上、ホームページにて公表させていただきます。

また、お配りの資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ後ほど事務局から郵送させていただきます。

事務局からは以上になります。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —